

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会委員名簿

(任期：令和6年6月26日～令和8年6月25日)

(敬称略)

職 名	氏 名	備考
聖和会クリニック 院長	さだ やす たか お 貞 安 孝 夫	再任
産業医科大学 医学部 公衆衛生学 准教授	むら まつ けい じ 村 松 圭 司	再任
北九州市立医療センター 院長	なか の とおる 中 野 徹	再任
遠賀中間医師会立遠賀中央看護助産学校 副学校長	まつ やま みどり 松 山 みどり	新任
吉野任公認会計士事務所 公認会計士	よし の まこと 吉 野 任	新任
芦屋町国民健康保険運営協議会 会長	ほん だ ひろし 本 田 浩	再任

令和5事業年度における業務実績報告書

令和6年6月

地方独立行政法人 芦屋中央病院

1. 芦屋中央病院の概要

1. 現況

- ① 法人名 地方独立行政法人芦屋中央病院
- ② 本部の所在地 福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 283 番地 7

③ 役員 の 状 況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏 名	備 考
理事長	櫻井 俊弘	病院長
副理事長	瓜生 康平	副院長
理事	森田 幸次	事務局長
理事	竹井 安子	看護部長
理事	檜田 房男	薬剤部長
監事	能美 雅昭	税理士

④ 設置・運営する病院 別表のとおり

⑤ 職員数 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

272.78 人 (正職員 188 人、非常勤職員 84.78 人※)

※令和 5 事業年度 (第 3 期中期目標期間) より常勤換算人数

2. 芦屋中央病院の基本的な目標等

地方独立行政法人芦屋中央病院は、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心がけ、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。

また、これまで以上に良質で安全安心な医療を提供し、「地域住民に信頼される病院」「地域医療機関に信頼される病院」「職員に信頼される病院」の 3 つの理念のもとに、地域に根ざした医療の充実を図る。

(別表)

病院名	芦屋中央病院
主な役割及び機能	救急告示病院 休日夜間救急輪番制病院
所在地	福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 283 番地 7
開設年月日	昭和 51 年 10 月 1 日 (町立芦屋中央病院) 平成 27 年 4 月 1 日 (地方独立行政法人芦屋中央病院)
許可病床数	137 床 (一般病床 105 床、療養病床 32 床)
診療科目	内科、消化器内科、内視鏡内科、循環器内科、呼吸器内科、肝臓内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、人工透析内科、神経内科、膠原病内科、外科、乳腺外科、整形外科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科
敷地面積	22,620.5 m ²
建物規模	鉄筋コンクリート造 5 階建 建築面積 4,296.07 m ² 延床面積 11,893.70 m ²

2. 全体的な状況

1. 法人の総括と課題

令和5事業年度は地方独立行政法人として第3期中期目標期間の初年度にあたる。

外来機能については、実外来患者数は、令和5年度は11,729人（前年度11,868人）であり、新病院移転当初（平成30年度）の6,278人と比べて86.8%増加している。この患者増により、待合時の混雑がみられる診療科もあり、その対応策として、午後診療の活用により午前中の外来患者の分散を図っている。令和2年度から午後に開設した総合内科外来は患者の理解が進み、順調にその受診数を伸ばしている。また、整形外科においては、一般整形外科やスポーツ外傷・障害専門外来に加え、肩関節専門外来及び骨粗鬆症専門外来を実施している。また、令和5年4月より脳卒中専門外来を開始し、外来診療の充実化を図っている。

入院機能については、全137床が維持され、地域包括ケア病床108床・医療療養病床14床・緩和ケア病床15床により、急性期・回復期・慢性期の病床機能を担っている。病床利用率は平成30年度には79.6%であったが、令和5年度は85.1%（前年度82.4%）となり、病床稼働率は88.7%と高い水準となっている。

在宅医療については、訪問診療、地域医療連携室、在宅支援室（居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション）、在宅リハビリテーション室（訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）の連携強化により、在宅療養支援病院として外来・入院機能と在宅サービスにおいて切れ目のない提供体制に努めた。しかし、訪問看護ステーションについては職員不足などの影響により目標を下回る実績となった。

予防医療については、町民の健康維持・増進のため、町と連携・協力して、特定健診及び胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施している。またこれらの事業に加え、企業健診の拡大にも取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に5類感染症に移行したが、当院は引き続き発熱外来の設置や入院が必要な患者の受け入れなどを行った。令和5年度の発熱外来受診者は2,371人（前年度3,194人）であり、減少したものの一定数の患者がいるため発熱外来を継続している。また、入院に関しては、最大7床の受入病床を確保して対応したが、入院患者実人数は30人（前年度126人）となり、ピーク時と比べて大幅に減少した。また、ワクチン接種については、芦屋町と密に連携し、副反応への対応や高齢者への配慮などを十分に検討した上で、当院での集団接種等を実施した。

院内の感染対策では、ICT会議を活用し、院内・近隣地域の感染状況に応じて入院患者に対する面会制限などを含む院内感染対策の基準を変化させる柔軟かつ、即効性のある対策を実施した。

令和5年度の経常収支は、経常収益が約33億7千9百万円、経常費用が約31億8千5百万円、経常利益が約1億9千4百万円であり、令和4年度の経常利益と同程度の水準となった。黒字となった大きな要因は入院収益の増にあり、引き続き経常黒字を確保できた。令和5年度の医業収支は約3千9百万円の利益となり、令和4年度医業損失約8千6百万円と比べ約1億2千5百万円収支を改善した。医業収益については、令和5年度は約30億3千6百万円と令和4年度の約29億3千9百万円を約9千7百万円上回っている。医業費用については、固定費である給与費が約19億6千2百万円となり前年度の約19億2千8百万円に比べ約3千4百万円増加したが、これは令和6年度開始の新人事制度移行にともなう賞与引当金によるものである。ただし、職員給与費対修正医業収益比率は64.6%（前年度65.6%）と改善している。なお、材料費はコロナ関連の物品購入が減少し、前年度と比較して約2千万円減少した。引き続き材料費の適正化に努め、人件費については国の方針に則りベア等の実施に努める。

2. 大項目ごとの特記事項

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する取組み

令和4年3月に総務省の「公立病院経営強化の推進について」により各公立病院には「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ「公立病院経営強化プラン」を策定することが要請された。これを受けて当院は、令和5年3月に公立病院経営強化プランとして第3期中期計画を策定した。なお、当該プランについては当院が既に実施している経営形態の見直しや病床機能の適正化等の経営努力が認められ、福岡県内の公立病院として最初に承認される運びとなった。

外来機能においては、産業医科大学の協力により、脳卒中専門外来を開設することで外来機能が強化された。

入院機能においては基幹病院からの受入れは156件（前年度153件）と前年度より増加して計画（125件）を上回っている。

また、地域の診療所及び介護施設等を対象とした講演会（響灘医療連携フォーラム）については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時中止していたが、令和4年度に再開し、令和5年度も2回開催することができた。継続的に地域の診療所及び介護施設等との関係を深めることは重要であり、今後も継続する。

健診センターにおいては企業健診数は2,172件（前年度1,797件）と前年度より大幅に増加して、計画（1,722件）を大幅に上回り、特定保健指導実施件数は165件（前年度161件）となり、計画（147件）を上回った。

第三者評価機関による評価については、定期的にISO推進委員会を開催し、内部監査の実施や外部審査対応についての検討だけでなく、内部監査員の養成や各部署の課題に関する検討など多岐にわたる取組を行った。

総合相談窓口の相談件数は7,642件（前年度7,638件）と前年度からは増加し、計画（7,678件）を下回るものの同程度の水準となった。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する取組

運営会議を病院の最高意思決定機関とし、管理者全体会議、監督者連携会議、広報戦略会議、FPT会議（若手職員による、病院の将来等を検討する会議）を編成し、各層から病院運営に対する意見などが運営会議に集約される体制としている。

また、職員の人材育成を目的とした人事考課制度の導入を進め、職員の人事評価を行い、モチベーション向上のため優秀な職員に対する表彰を行った。医師については処遇反映に至っていないが、多面評価結果を用い、医師個人のモチベーション向上のため引き続き病院長面談を行っている。

人員配置については、常勤医師が実質的に1名の減となり、その他の職員については概ね必要数の確保を達成したが、看護師等の一部でやや不足している。

(3) 財政内容の改善に関する取組

一般病床及び療養病床において、地域住民の医療ニーズと診療報酬体系に適切に対応した。入院収益は病床利用率の上昇や平均入院単価の上昇により順調に収益が増加した。外来収益については、1日平均外来患者数は約1.9%増えたものの、外来診療単価が若干下がったため、約10億9千5百万円（前年度約10億8千5百万円）と約1千万円（0.9%）の増加にとどまっている。

費用については、一時金（賞与引当金）により人件費が増加しているが、営業収益の増加により職員給与費対修正営業収益比率は64.6%（前年度65.6%）であった。

医薬品については、単価の見積り競争及び価格交渉、そして安価な後発医薬品（ジェネリック薬）の使用の拡大を推進し、節減に努めた。診療材料については引き続き診療材料の単価を交渉し、SPDの活用によりコスト削減を図った。

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する取組み

国民健康保険診療施設として、その役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に対し、特定健診及びがん検診等を行うとともに、総合相談窓口を設置し、医療・介護・保健・福祉の相談に専門性を用い対応した。

3. 項目別の状況

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

中期目標	(1) 地域医療への貢献 芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4) ※	評価の理由
(1) 地域医療への貢献【重点項目】					
<p>県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137床を堅持し、在宅医療の普及に努め、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応する。</p> <p>ケアミックス型の病床運営を維持し在宅医療の普及に努め、急性期から慢性期及び終末期までの入院機能に加え、在宅医療及び外来診療まで多職種連携により切れ目のない医療提供体制に努め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に対し地域の中核病院としての役割を果たす。</p> <p>地域医療に必要な診療科を確保するとともに、複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。</p> <p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常</p>	<p>県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137床を堅持し、在宅医療の普及に努め、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応する。</p> <p>ケアミックス型の病床運営を維持し在宅医療の普及に努め、急性期から慢性期及び終末期までの入院機能に加え、在宅医療及び外来診療まで多職種連携により切れ目のない医療提供体制に努め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に対し地域の中核病院としての役割を果たす。</p> <p>地域医療に必要な診療科を確保するとともに、複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。</p> <p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常</p>	<p>令和4年3月に総務省から示された公立病院経営強化ガイドラインに基づき令和5年3月に公立病院経営強化プランを兼ねた「地方独立行政法人芦屋中央病院 第3期中期計画」を策定し、福岡県内の公立病院として最初に承認された。</p> <p>これらの計画等に基づき本年度も継続して地域包括ケアシステムの中核を担う病院としての機能を強化するため、地域完結を目指した質の高い診療体制を継続している。</p> <p>消化器内科では早期がんに対する粘膜下層剥離術などの内視鏡手術を行っている。また、整形外科においては、人工関節手術などの実施に加え、スポーツ外傷、骨粗鬆症、肩関節に特化した専門外来を実施し、住民のニーズに応えている。そして、総合内科外来では複数疾患を抱える高齢者に総合的診療を行</p>	IV IV	〔IV〕 〔IV〕	<p>中期計画及び年度計画で目標としている137床の維持については、重要事項と認識し堅持した。また、地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、診療科の強化などの病院機能の充実が実施できた。そして、がん患者への対応や口腔ケアについても充実や改善に努めた。以上のように前年度同様に地域医療の維持及び向上に努め、計画を達成したことから評価を「IV」とした。</p>

<p>勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。</p> <p>がん患者への対応は重要であり、今後がん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、高度急性期以降の治療を担う外来化学療法の実に引き続き努める。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。</p> <p>口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADL の改善に有効なため、取組の充実に努める。</p>	<p>勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。</p> <p>がん患者への対応は重要であり、今後がん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、高度急性期以降の治療を担う外来化学療法の実に引き続き努める。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。</p> <p>口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADL の改善に有効なため、取組の充実に努める。</p>	<p>うとともに泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科などと連携し、高齢者の要望に込えている。なお、外来診療としては令和 5 年 4 月より産業医大の協力のもと脳卒中専門外来を開設し、更なる診療の充実を込っている。</p> <p>がん患者については主に外科にて対応しており、外来化学療法では、薬剤師が主体となり、チームによる化学療法カンファレンスを開催し職種を超えた連携に努めている。また、緩和ケアについては、がん患者のニーズに沿った緩和ケア外来、在宅医療および緩和ケア病棟の運用に努めた。</p> <p>口腔ケアについては、芦屋町内の歯科診療所の協力を込、入院患者の中で希望する患者には週 1 回の歯科健診や、毎週 2 回病棟での口腔ケアラウンドを実施するなど引き続き口腔ケアの充実に努めた。</p>			
---	---	---	--	--	--

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(2) 在宅医療の推進

中期目標	<p>(2) 在宅医療の推進</p> <p>芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。</p> <p>病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由(実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(2) 在宅医療の推進【重点項目】					
<p>芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。</p> <p>患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病</p>	<p>芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。</p> <p>患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域</p>	<p>地域包括ケアシステムの中核を担う病院としての役割を果たすため、必要な施設基準を満たし、在宅療養支援病院として在宅医療における総合的なサービス提供機能を維持した。また、引き続き在宅医療の充実・強化に努めた。</p> <p>訪問診療では件数が269件(前年度260件)と計画を75件上回った。要因としては令和4年度より開始した町内のグループホームへの定期訪問診療体制が確立したためである。</p> <p>訪問看護ステーションでは訪問看護件数は3,378件(前年度3,767件)と計画を895件下回った。要因としては訪問看護師が令和4年9月から1名減となり、令和5年度も補充できていないためである。また、件数は計上されないが、訪問診療との連携として令和</p>	Ⅲ Ⅲ	Ⅲ Ⅲ	<p>中期目標を念頭に、地域包括ケアシステムの中心的な役割及び在宅療養支援病院として在宅医療における総合的なサービス提供機能を維持したと考えている。</p> <p>しかし、計画指標の達成においては、訪問診療件数、通所リハビリ件数、退院支援カンファレンス件数が計画を上回ったものの、訪問看護利用件数や訪問リハビリ件数は計画を下回っている。</p> <p>よって、在宅医療における総合的なサービス提供機能は概ね計画を達成したと考え、前年同様評価を「Ⅲ」とした。</p>

<p>院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。</p> <p>なお、指標「訪問診療件数」「訪問看護件数」については、令和3年度訪問診療件数が185件、訪問看護件数が4,230件である。現在医師・看護師ともに人材確保に努めているが、現状では人材確保が難しい状況であり、現状の人員で達成できる目標を設定している。また、「訪問リハビリテーション件数」「通所リハビリテーション件数」についても同様であり、今後は地域包括ケアシステムにおける需要の把握を進め、適正な人員の確保に努める。なお、「退院支援カンファレンス開催数」については、若年層の入院割合が30%を超える勢いであり、入退院支援加算における退院困難要因が無く、当該カンファレンスによる介入をしない患者が増えることが見込まれるため目標数値は令和3年度と同等の4,600件とした。</p>	<p>ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。</p>	<p>5年8月よりグループホームへの定期訪問看護委託業務を開始している。</p> <p>訪問リハビリテーションについては利用件数が1,700件（前年度1,785件）となり、計画を338件下回った。要因としては利用者の機能回復による通所への移行が増加したことなどが考えられる。</p> <p>通所リハビリテーションについては利用回数が10,331件（前年度10,086件）と計画を847件上回った。要因としては訪問からの移行と利用休止になっている利用者の管理を徹底したことが考えられる。</p> <p>地域医療連携室では退院支援カンファレンスについては4,790回（前年度4,557回）と計画を191回上回った。要因としては入院患者数の増と退院支援が必要な患者の拾い上げを徹底したことが考えられる。</p> <p>今後、在宅部門については特に人材不足への対応や地域での意識啓発に努めるなど、在宅療養支援病院として、在宅サービスのさらなる充実に向けた整備を進める。</p>			
--	--	--	--	--	--

指 標	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度計画	令和 5 年度実績	計画との比較			
訪問診療件数	185 件	260 件	194 件	269 件	+75 件			
訪問看護件数	4,230 件	3,767 件	4,273 件	3,378 件	△895 件			
訪問リハビリテーション件数	1,984 件	1,785 件	2,038 件	1,700 件	△338 件			
通所リハビリテーション件数	9,312 件	10,086 件	9,484 件	10,331 件	+847 件			
退院支援カンファレンス開催数	4,598 回	4,557 回	4,599 回	4,790 回	+191 回			

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(3) 地域医療連携の強化

中期目標	(3) 地域医療連携の強化 近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(3) 地域医療連携の推進【重点項目】					
<p>地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションと協働し、在宅復帰への支援を行う。</p> <p>病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院として回復期機能の役割を果たす。</p> <p>病診連携では、法人の機能を情報発信し、さらに地域交流会（響灘医療連携フォーラム）等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。</p> <p>薬局や介護施設等との連携については、地域交流会等の開催に加え、施</p>	<p>地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションと協働し、在宅復帰への支援を行う。</p> <p>病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院として回復期機能の役割を果たす。</p>	<p>地域医療連携室は医療機関や介護・福祉施設との連携対応を着実にやっている。退院時の支援についても社会福祉士を中心に退院支援カンファレンスを精力的に行い、在宅部門との連携をとりながら、在宅復帰への支援を着実に積み重ねている。</p> <p>基幹病院からの転入院受入件数は156件（前年度153件）と計画を31件上回った。要因としては、令和5年度は、コロナ禍の影響がほぼ解消し、今までの連携活動が反映されているものと考えられる。</p> <p>病診連携では、診療所、薬局及び介護施設等を対象とした地域交流会（響灘医療連携フォーラム）の開催件数は2回（前年度2回）と目標を1回上回</p>	IV IV	(III III)	<p>基幹病院からの転院受入件数は計画を大きく上回った。また、診療所、薬局及び介護施設等を対象とした講演会（響灘医療連携フォーラム）は、本年度も前年度に引き続き2回開催し、多くの参加者との交流を行っていることは評価できている。</p> <p>急性期病床から回復期病床への地域完結型医療に向けて後方支援病院としての役割を十分に果たした。また、講演会を定期開催できたことで目標を上回り達成したと考え、評価を「IV」とした。</p>

<p>設担当者と関係部署との情報共有を密にし、利用者の満足度改善に努める。</p> <p>指標「基幹病院からの転入院受入件数」については新型コロナウイルス感染症の影響により件数が減少していたが、引き続き連携強化に努め、令和8年度までに令和3年度比140%程度の件数を見込み目標を設定している。</p>	<p>病診連携では、法人の機能を情報発信し、さらに地域交流会（響灘医療連携フォーラム）等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。</p> <p>薬局や介護施設等との連携については、地域交流会等の開催に加え、施設担当者と関係部署との情報共有を密にし、利用者の満足度改善に努める。</p>	<p>った。要因としては、計画がコロナ禍の影響を考慮したものであったこと、令和4年度より現地参加に加えてリモート参加（ZOOM）を導入し、これが定着したことがあげられる。令和5年度はコロナ禍の影響も緩和され、医療施設や介護施設から多くの方が現地参加し、盛況であった。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 600 584 671">指 標</th> <th data-bbox="584 600 775 671">令和3年度実績</th> <th data-bbox="775 600 960 671">令和4年度実績</th> <th data-bbox="960 600 1149 671">令和5年度計画</th> <th data-bbox="1149 600 1337 671">令和5年度実績</th> <th data-bbox="1337 600 1545 671">計画との比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 671 584 743">基幹病院からの転入院受入件数</td> <td data-bbox="584 671 775 743">113件</td> <td data-bbox="775 671 960 743">153件</td> <td data-bbox="960 671 1149 743">125件</td> <td data-bbox="1149 671 1337 743">156件</td> <td data-bbox="1337 671 1545 743">+31件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 743 584 815">地域交流会等の開催回数</td> <td data-bbox="584 743 775 815">一回</td> <td data-bbox="775 743 960 815">2回</td> <td data-bbox="960 743 1149 815">1回</td> <td data-bbox="1149 743 1337 815">2回</td> <td data-bbox="1337 743 1545 815">+1回</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較	基幹病院からの転入院受入件数	113件	153件	125件	156件	+31件	地域交流会等の開催回数	一回	2回	1回	2回	+1回								
指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較																					
基幹病院からの転入院受入件数	113件	153件	125件	156件	+31件																					
地域交流会等の開催回数	一回	2回	1回	2回	+1回																					

※「基幹病院」は特定機能病院（産業医科大学病院など）及び地域医療支援病院（JCHO九州病院・北九州市立八幡病院・健和会大手町病院など）。

※令和3年度の地域医療連携会は新型コロナの影響で開催できなかったため「一」としている。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(4) 救急医療への取組

中期目標	(4) 救急医療への取組 芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(4) 救急医療への取組					
救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速な対応がとれる救急医療体制の充実に努める。	救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速な対応がとれる救急医療体制の充実に努める。	<p>令和5年度の救急車による患者の受入れは327件（前年度279件）で前年度より48件上回った。時間外患者の受け入れは618件（前年度463件）となり、前年度と比べ155件増加した。なお、時間外患者のうち入院受入れは107件（前年度94件）となっている。時間帯を問わず受入れができており、感染対策をしつつ、救急告示病院としての役割を果たしたと考えている。今後も高次救急病院との連携を継続し、対応可能な患者の受入れに努める。</p> <p>※参考 救急車による患者 令和4年度 279件 令和5年度 327件 時間外患者 令和4年度 463件 令和5年度 618件</p>	Ⅲ	(Ⅲ)	時間外患者数および救急車受入件数は増加しているが、救急告示病院としての役割は対応可能な範囲に留まっていると考え、救急医療については計画どおり実施したと判断し「Ⅲ」とした。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

中期目標	(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力 災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応をとること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由(実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力【重点項目】					
<p>災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。</p> <p>さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP(事業継続計画)との整合性を踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。</p>	<p>災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。</p>	<p>令和5年度においても前年度に引き続き新型コロナウイルス感染に対し、町の予防接種の実施、発熱外来及び症陽性患者が入院できる体制を継続している。</p> <p>発熱外来受診者数は年度合計2,456人(前年度3,194人)とやや減少したが、感染対応を継続し、地域における安心・安全な生活のため、発熱外来の維持に努めた。</p> <p>陽性患者受入病床については県の要望により7床を確保して運用し、令和5年度の新型コロナウイルス感染症入院患者数は30人(前年度126人)であった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応としてはICT(感染制御チーム)会議が中心となり、病院組織が一体となった活動及び情報共有に引き続き努めている。</p>	IV IV	(IV) (IV)	<p>令和5年度に周辺地域での災害は発生しなかったが、新興感染症として新型コロナウイルス感染症に対応した。</p> <p>令和4年度同様に、新型コロナウイルスワクチン接種では遠賀中間医師会と協働し、芦屋町民を対象に接種を行った。さらに、福岡県からの要請に応え、発熱外来の継続、新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院受入など地域における役割を踏まえ積極的に活動した。</p> <p>また、BCPについても令和6年度の策定に向けた活動ができており計画を十分に達成したと考え、評価を「IV」とした。</p>
	<p>さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP(事業継続計画)との整合性を</p>	<p>BCPについては策定前の情報収集を実施し、令和6年度に策定することを決定した。また、避難訓練は令和4年度にお</p>			

	踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。	いてはコロナ禍の影響で机上訓練であったが、令和5年度は2回の実地訓練を実施した。そして、備蓄物品については、消費期限を確認し、常に活用できる状態を維持している。			
--	------------------------------------	--	--	--	--

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(6) 予防医療の強化

中期目標	(6) 予防医療の強化 芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。 企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(6) 予防医療の強化					
<p>芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制の充実に努める。</p> <p>企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努める。</p> <p>予防接種等については小児を除きその実施に努める。</p> <p>指標「企業健診数」については令和8年度までに5%の増加を目指し、その上で企業訪問などを行い新規顧客の獲得に努める。また「特定保健指導件数」については、企業健診において義務化されておらず、また、当日に健診結果がでない検査があるため後日指導することになることから指導件数が伸び悩んでいる。しかし、今後は受診者の意識啓発やより指導を受けやすい体制を整備することでその増加に努め、令和8年度までに160件の達成を目指す。</p>	<p>芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制の充実に努める。</p> <p>企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努める。</p>	<p>町民の健康維持・増進のため、町と連携・協力して、特定健診及び胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施した。</p> <p>週5回の頻度で実施し、個別検診にも対応している。また、当院が住民健診の予約受付を代行し、前日までの申し込みや毎日の個別健診に対応でき、利用者の利便性を考慮した取組を続けている。さらに、がん検診のみ、もしくは特定健診のみで申し込んだ方に、当日受付で特定健診やがん検診の追加を可能としている。</p>	V	(IV)	<p>芦屋町と連携し、住民健診の受け入れや新型コロナウイルスワクチン予防接種態勢を充実させてたことに加え、企業健診数・特定保健指導実施件数は前年度から増加し、計画を大幅に上回ったことから評価を「V」とした。</p>

	<p>予防接種等については小児を除きその実施に努める。</p>	<p>また、予防接種については、小児予防接種を除いて実施した。また、芦屋町が行った新型コロナウイルスワクチン予防接種に対し、当院を接種会場としたミニ集団接種を行い、大きく貢献した。</p>			
<p>指 標</p>	<p>令和3年度実績</p>	<p>令和4年度実績</p>	<p>令和5年度計画</p>	<p>令和5年度実績</p>	<p>計画との比較</p>
<p>企業健診数</p>	<p>1,701 件</p>	<p>1,797 件</p>	<p>1,722 件</p>	<p>2,172 件</p>	<p>+450 件</p>
<p>特定保健指導実施件数</p>	<p>142 件</p>	<p>161 件</p>	<p>147 件</p>	<p>165 件</p>	<p>+18 件</p>

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

中期目標	(7) 地域包括ケアシステムへの貢献 地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(7) 地域包括ケアシステムへの貢献					
<p>地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図るとともに、協働して芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努める。</p> <p>また、在宅療養支援病院として医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を実施し在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力する。</p>	<p>地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図るとともに、協働して芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努める。</p>	<p>令和5年度も引き続き地域住民に地域包括ケアを切れ目なく、継続的かつ一体的に提供するため患者支援センターを活用し積極的に対応した。</p> <p>芦屋町の地域包括ケア会議については、病院長、訪問看護ステーション管理者の2名が芦屋町地域包括ケア推進委員として参加し、芦屋町の地域包括ケアシステムの強化に貢献した。また、他にも遠賀中間地域で行われる在宅医療介護推進委員会はもとより、在宅医療介護の連携に関わる会議にスタッフを派遣し、町や地域の医療機関、介護施設等事業所との関係を良好に保つ取組を行っている。</p>	IV	(IV)	<p>前年度同様、地域包括ケアシステムへの貢献としては、目標どおり実施したため計画を達成したと考え、評価は「IV」とした。</p>
	<p>また、在宅療養支援病院として医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を実施し在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力する。</p>	<p>その他の事業としては、福岡県介護予防市町村支援事業により令和5年度は芦屋町内の公民館にリハビリスタッフを16回派遣し、講義と自主訓練の指導を行った。また、認知症初期集中支援チームについては、芦屋町が実施した認知症に係</p>			

		る会議が行われ、当院職員 3 人を含む認知症地域支援推進員が認知症の地域における状況について情報共有及びアドバイスをを行った。			
--	--	---	--	--	--

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

中期目標	(1) 医療安全の徹底 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。 また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(1) 医療安全の徹底					
<p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>①医療安全管理の充実 医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。 また、院内での研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて安全意識と知識の向上を図る。</p> <p>②院内感染防止対策の充実 感染制御委員会及びICT（感染対策チーム）を中心として外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）と連携し、院内感染対策を確立する。また、院内研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に</p>	<p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>①医療安全管理の充実 医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。 また、院内での研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて安全意識と知識の向上を図る。</p>	<p>医療安全及び感染に関する院内研修は「職員100%の受講」を目標に掲げ、日程調整及び周知徹底を行い計画的におり各2回開催した。また、これらの院内研修会はビデオ撮影し、動画研修を行うことで、当日参加できなかった職員も受講できる体制としている。受講率は医療安全が94.7%、感染が98.6%と100%には届かなかったが、高い受講率となっている。</p> <p>① 医療安全管理の充実 医療安全管理委員会を毎月開催し、院内における事例収集を行い、再発防止策を検討し職員に周知徹底した。また、患者の安全を考え、都度問題に対して取組を行った。 インシデント報告数については、令和5年度は1,130件（前年度1,113件）と1.5%増加した。前年度と大きな変化はなく、職員の安全に対する意識は引</p>	IV	(IV)	<p>医療安全の徹底のため、医療安全委員会やICT（感染対策チーム）は、院内の先頭に立ち、各部署の状況を把握し、事故や院内感染の防止に努めている。 また、医療安全の観点ではインシデント報告が継続的に提出されており、令和5年度も大きな事故は起きていない。 そして、感染対策の観点においても院内ラウンドを継続することで令和5年度に院内集団感染は発生していない。 これらの活動により、計画を十分に達成したと考え評価を「IV」とした。</p>

<p>参加することを通じて院内感染対策意識と知識の向上を図る。さらに、院内ラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。</p>	<p>②院内感染防止対策の充実 感染制御委員会及び ICT（感染対策チーム）を中心として外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）と連携し、院内感染対策を確立する。また、院内研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて院内感染対策意識と知識の向上を図る。さらに、院内ラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。</p>	<p>引き続き高い水準を保っていると考えている。</p> <p>② 院内感染防止対策の充実 ICT（感染対策チーム）を毎月開催し、新型コロナウイルス感染症対策を含む院内感染対策について検討を行い、感染制御委員会に報告することで職員に周知徹底した。また、KRICT との連携については院内ラウンドで注意点など指導を受け、チェック項目を変更するなど院内感染制御のレベルアップに実際に寄与している。そして、院内ラウンドは週 1 回の全病棟ラウンドと月 1 回のエリア別ラウンドを継続して行い、感染予防に努めた。</p>			
--	--	---	--	--	--

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療の質の向上

(2) 医療従事者の確保

中期目標	(2) 医療従事者の確保 医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員についても、職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(2) 医療従事者の確保【重点項目】					
<p>働きがいのある職場環境を整備し、職員教育や研修を充実することで医師、看護職員及び薬剤師等コメディカル職員の確保に取り組む。</p> <p>医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局と密に連携し、引き続き医師の増員に努める。また、在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。非常勤医師が診療を行っている呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。ただし、長期的な医師の増員及び常勤医師の確保を目指す、短期的に医師増員の目標設定が困難なことや、医師の働き方改革により今後の地域における医師の需給が不透明なことを踏まえ、第3期中期計画期間においては、引き続き常勤医師数（令和3年度：21人）の維持に努める。その上で、</p>	<p>働きがいのある職場環境を整備し、職員教育や研修を充実することで医師、看護職員及び薬剤師等コメディカル職員の確保に取り組む。</p> <p>医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局と密に連携し、引き続き医師の増員に努める。また、在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。非常勤医師が診療を行っている呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。</p>	<p>令和5年度は人事制度の改定を実施（施行は令和6年度）し、医師を除く職員の役割や評価を処遇に反映させる制度設計とすることで、働きがいのある職場環境の整備に努めた。また、医師については、多面評価を行い、病院長が全ての医師への面談によるフィードバックを行うことで、モチベーション向上に努めている。</p> <p>医師について、非常勤による診療科については常勤医師確保のため大学病院訪問や医局との交渉を重ね、常勤医師の派遣を積極的に働きかけた。この結果、令和6年度に循環器内科の常勤医師を確保できる予定となった。また、総合診療科・呼吸器内科・眼科・耳鼻咽喉科の常勤医師については引き続き確保に努めている。</p> <p>医師の働き方改革については、宿日直許可の取得とともに医師事務作業補助体制による業務負担の軽減に努めている。今後も医師が診療に集中できる職場環境の整備に努める。</p>	IV IV	(IV) (IV)	<p>人事制度の改定や医師の多面評価等を活用し、働き甲斐のある職場環境の整備に努めた。また、循環器内科常勤医が採用予定となったことや外来診療科が増枠となっていること、前年度と同様の教育体制が維持できたことを考慮して、計画を十分達成したと考え、評価を「IV」とした。</p>

<p>タスクシフト/シェアを推進し、診療に集中できる職場環境の整備を進める。</p> <p>看護職員及び薬剤師等コメディカル職員については、各専門職における常勤職員数を維持・増員するため、教育体制及び福利厚生などのさらなる充実に努める。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の資格取得費用の助成等により職員確保に取り組む。訪問看護師については今後増員を検討する必要があるが、令和8年度までの人材確保は人材の需給が不透明であることを踏まえ、維持することに努める。</p>		<p>非常勤医師による診療は前年度より増枠となり、外来診療に必要な医療機能を果たした。令和5年度末の非常勤医師の診療枠（午前1枠・午後1枠としている）は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1070 325 1608 767"> <thead> <tr> <th>診療科</th> <th>診療日</th> <th>診療枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環器内科</td> <td>月曜～金曜</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>呼吸器内科</td> <td>月曜・水曜・木曜</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>透析</td> <td>土曜</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神経内科</td> <td>木曜</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>脳卒中専門</td> <td>月曜</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>膠原病内科</td> <td>金曜</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>整形外科</td> <td>火曜・金曜・土曜</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td>月曜・木曜</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>皮膚科</td> <td>月曜・木曜</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科</td> <td>火曜・木曜・金曜</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	診療科	診療日	診療枠	循環器内科	月曜～金曜	6	呼吸器内科	月曜・水曜・木曜	4	透析	土曜	1	神経内科	木曜	1	脳卒中専門	月曜	0.8	膠原病内科	金曜	2	整形外科	火曜・金曜・土曜	5	眼科	月曜・木曜	2	皮膚科	月曜・木曜	1.5	耳鼻咽喉科	火曜・木曜・金曜	3		
診療科	診療日	診療枠																																			
循環器内科	月曜～金曜	6																																			
呼吸器内科	月曜・水曜・木曜	4																																			
透析	土曜	1																																			
神経内科	木曜	1																																			
脳卒中専門	月曜	0.8																																			
膠原病内科	金曜	2																																			
整形外科	火曜・金曜・土曜	5																																			
眼科	月曜・木曜	2																																			
皮膚科	月曜・木曜	1.5																																			
耳鼻咽喉科	火曜・木曜・金曜	3																																			
	<p>看護職員及び薬剤師等コメディカル職員については、各専門職における常勤職員数を維持・増員するため、教育体制及び福利厚生などのさらなる充実に努める。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の資格取得費用の助成等により職員確保に取り組む。</p>	<p>看護職員及びコメディカル職員については、定時採用に加え、引き続き随時採用を行い、必要な時に必要な人材を採用できる体制とした。</p> <p>看護師については、令和5年度に正職員として7名採用（前年度7名）した。また、看護学校への訪問や病院見学会の実施等、新人看護師の確保に努めた。そして、遠賀中間医師会立遠賀中央看護助産学校の学生に対する看護学生奨学金貸付は、令和5年度も継続し2名に支給した。</p> <p>コメディカル職員については理学療法士3名、作業療法士2名、を新たに採用することができた。</p>																																			

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療の質の向上

(3) 計画的な医療機器等の整備

中期目標	(3) 計画的な医療機器等の整備 地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器等を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由(実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(3) 計画的な医療機器等の整備					
<p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器は適宜導入することにより、費用を抑制し、かつ、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p> <p>医療機器を含む施設・設備のデジタル化への対応については、電子カルテの導入をすでに終えているが、今後のさらなるデジタル化を見据え、国の方針に基づき、かつ、地域の実情を鑑み、さらなるデジタル化への対応に努める。</p>	<p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器は適宜導入することにより、費用を抑制し、かつ、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p> <p>医療機器を含む施設・設備のデジタル化への対応については、本年度電子カルテの更新を行い、今後のさらなるデジタル化を見据え、国の方針に基づき、かつ、地域の実情を鑑み、さらなるデジタル化への対応に努める。</p>	<p>老朽化した医療機器については、更新計画を提出させ、病院長、各部門管理者及び事務局にてヒアリングのうえ、購入を検討している。更に購入時にも備品検討委員会を開催し、再度検討を重ね購入機器を決定している。</p> <p>令和5年度は、主に電子カルテシステム、超音波診断装置、人工呼吸器及び透析装置等を更新し、経鼻内視鏡ビデオスコープを新たに購入した。その他にも診療の質や経営に貢献し、かつ、各診療科のモチベーション向上に資する医療機器の購入に努めた。</p>	IV	(IV)	<p>前年度同様、遜色なく実施したため計画を十分に達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療の質の向上

(4) 第三者評価機関による評価

中期目標	(4) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(4) 第三者評価機関による評価					
<p>病院理念及び ISO9001 品質方針並びに品質マニュアルに基づき、各部署における課題抽出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。</p>	<p>病院理念及び ISO9001 品質方針並びに品質マニュアルに基づき、各部署における課題抽出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。</p>	<p>ISO 推進委員会では、「ISO 品質マニュアル」に対応するため、内部監査の実施や外部審査対応についての検討だけでなく、内部監査員の養成や各部署の課題に関する検討など多岐にわたる取組を行っている。</p> <p>各部署では課題調査票及び品質目標達成計画書を作成し、ISO9001 活動の基盤として活用した。品質目標達成計画書については、3 か月毎に自己評価及び改善計画を品質管理責任者に提出し、PDCA サイクルを活用した改善活動を実施している。また、年間を通じた品質目標の取組状況については全部署で閲覧し、水平展開による部署改善を推奨した。</p> <p>外部審査については、再審査の年であったが、不適合がなく更新登録ができた。また、内部監査でも、対応を主に監督職に依頼する等工夫を行い、ISO9001 を若い世代に浸透させる取組を継続し、不適合も 0 件となっている。</p>	IV	(IV)	<p>各部署で課題抽出及び目標管理を行い、年間を通じた着実な取組を行えた。</p> <p>また、外部監査において不適合数が 0 件であり、これまでの取組が一定の成果を上げたと考えている。</p> <p>今年度も前年度同様に成果を積み重ねたと考え、計画を十分に達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

中期目標	(1) 患者中心の医療の提供 患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(1) 患者中心の医療の提供					
<p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p> <p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を提供するため、医療安全管理チーム、感染対策チーム、褥瘡対策チーム及び栄養サポートチームなどチーム医療の推進に努める。</p>	<p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p>	<p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるよう、手術や検査、治療内容については患者やその家族に事前説明を行い、同意書等の必要な書類の充実に努めた。また、手術を受ける患者には術前訪問し、コミュニケーションをとることで、安心・安全を高める取組を行っている。</p>	IV	(IV)	<p>前年度同様、遜色なく実施し、計画を十分に達成していると考えたため評価は「IV」とした。</p>
	<p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を提供するため、医療安全管理チーム、感染対策チーム、褥瘡対策チーム及び栄養サポートチームなどチーム医療の推進に努める。</p>	<p>全てのメディカルスタッフで情報を共有し、専門分野において患者と関わるよう努めた。また、患者の病状により、褥瘡・栄養サポート・感染症対策・医療安全管理などのチームによる検討を行い対応した。そして、在宅療養を希望する患者には、在宅療養支援病院として、患者支援センターが相談を受け、訪問診療を含む医療と介護の切れ目ないサービス提供を行った。</p>			

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

中期目標	(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上 外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。 職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上					
<p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。</p> <p>外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。</p> <p>入院においては、入院に対する不安感や慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。</p> <p>また、患者満足度調査等を実施することで患者ニーズを把握し、改善につなげることで患者快適性及び職員の接遇の向上に努める。</p> <p>「外来患者満足度調査結果」及び「入院患者満足度調査結果」については新型コロナウイルス感染症により令和2年度から実施できていなかったが、今後は十分な感染対策を行ったうえで実施する。調査未実施の期間であ</p>	<p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。</p> <p>外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。</p> <p>入院においては、入院に対する不安感や慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。</p> <p>また、患者満足度調査等を実施することで患者ニーズを把握し、改善につなげることで患者快適性及び職員の接遇の向上に努める。</p>	<p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、ご意見箱やアンケートの意見をもとにその改善に努めた。</p> <p>外来では、スタッフが待合スペースをラウンドし、積極的に声掛けを行い、不安や不満の軽減に努めた。</p> <p>病棟では苦情に関するインシデント報告を用い、改善につなげる検討を行うことで、意識付けや業務改善につなげる手法を用いている。</p> <p>令和5年度患者満足度調査は、一部の項目を統合および変更して実施した。ただし、評価結果となる総合評価項目は前年度と同様として比較可能としている。評価結果は、外来患者満足度が7.10点（前年度7.09点）となり目標を0.10点下回った。入院患者満足度調査は8.43点（前年度8.15点）となり目標を1.33点上回った。外来・入院共に満足度を維持しており、取組が評価につながってい</p>	III	(III)	<p>快適性及び職員の接遇の向上を目的として、ご意見箱やアンケートの意見をもとに各部署や監督者連携会議において改善に努めた。</p> <p>令和5年度患者満足度調査では入院は計画を大幅に上回ったが、外来は待ち時間が長くなる場合の職員による声掛けなど取り組みを行ったものの、外来満足度は計画をやや下回る結果となった。</p> <p>以上により計画を概ね達成していると考え、評価を「III」とした。</p>

<p>っても外来では積極的な声掛けを行い、また、病棟ではより快適に過ごせるよう取組を行ってきた。しかし、調査できていなかったため、改善のためのフィードバックが行えていなかったことから、令和4事業年度計画の当該目標値を令和8事業年度計画時の目標とした。</p>	<p>るものと考えている。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 489 586 568">指 標</th> <th data-bbox="586 489 797 568">令和3年度実績</th> <th data-bbox="797 489 996 568">令和4年度実績</th> <th data-bbox="996 489 1196 568">令和5年度計画</th> <th data-bbox="1196 489 1395 568">令和5年度実績</th> <th data-bbox="1395 489 1568 568">計画との比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 568 586 646">外来患者満足度調査結果</td> <td data-bbox="586 568 797 646">- /10 点</td> <td data-bbox="797 568 996 646">7.09/10 点</td> <td data-bbox="996 568 1196 646">7.20/10 点</td> <td data-bbox="1196 568 1395 646">7.10/10 点</td> <td data-bbox="1395 568 1568 646">-0.10 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 646 586 724">入院患者満足度調査結果</td> <td data-bbox="586 646 797 724">- /10 点</td> <td data-bbox="797 646 996 724">8.15/10 点</td> <td data-bbox="996 646 1196 724">7.20/10 点</td> <td data-bbox="1196 646 1395 724">8.43/10 点</td> <td data-bbox="1395 646 1568 724">+1.33 点</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較	外来患者満足度調査結果	- /10 点	7.09/10 点	7.20/10 点	7.10/10 点	-0.10 点	入院患者満足度調査結果	- /10 点	8.15/10 点	7.20/10 点	8.43/10 点	+1.33 点								
指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較																					
外来患者満足度調査結果	- /10 点	7.09/10 点	7.20/10 点	7.10/10 点	-0.10 点																					
入院患者満足度調査結果	- /10 点	8.15/10 点	7.20/10 点	8.43/10 点	+1.33 点																					

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

(3) 総合相談窓口業務の充実

中期目標	(3) 総合相談窓口業務の充実 地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(3) 総合相談窓口業務の充実					
<p>地域住民や患者及び家族が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員配置等を行い、相談体制のさらなる充実に努める。</p> <p>総合相談窓口は、外来総合待合に設置した窓口からの相談のみならず入院患者の退院支援等の相談を行い、かつ、配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。</p> <p>指標「相談対応件数」においては、第2期中期目標期間において件数が大幅に伸び、また、十分に機能してきた。今後も入院における相談件数は維持することが見込まれるが、外来での需要を加味し目標を7,800件としている。</p>	<p>地域住民や患者及び家族が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員配置等を行い、相談体制のさらなる充実に努める。</p> <p>総合相談窓口は、外来総合待合に設置した窓口からの相談のみならず入院患者の退院支援等の相談を行い、かつ、配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。</p>	<p>令和5年度の相談件数は7,642件(前年度7,638件)であり、前年度より増加したものの計画を若干下回った。また、相談窓口人員数については、計画通り8人での相談業務を行っている。</p> <p>主な相談内容は、転院相談・在宅支援相談、介護保険に関する相談、健診結果についての相談等であり、幅広い相談に対応できた。</p> <p>今後も引き続きより安心して当院のサービスを受けることのできる体制を目指す。</p>	Ⅲ	(V)	<p>総合相談窓口では、計画をやや下回る相談に対応した。また、人員配置は計画通りとなった。前年度は相談件数の目標値が過少であったため評価が(V)となっていたが、本年度より目標値を高め設定したため、計画を概ね達成したと考え、評価は「Ⅲ」とした。</p>

指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較			
相談件数	7,637 件	7,638 件	7,678 件	7,642 件	-36 件			
相談窓口人員数	8 人	8 人	8 人	8 人	+0 人			

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

(4) 地域住民への医療情報の提供

中期目標	(4) 地域住民への医療情報の提供 医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		(R4)	評価の理由
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5		
(4) 地域住民への医療情報の提供					
<p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、広報誌やホームページでの情報提供をおこなない、地域において必要と考えられる保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。</p> <p>法人の主催する講座の実施や自治体、教育機関、各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民や地域を支える者が保健医療について情報収集する場や学ぶ機会を提供する。</p>	<p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、広報誌やホームページでの情報提供をおこなない、地域において必要と考えられる保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。</p> <p>法人の主催する講座の実施や自治体、教育機関、各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民や地域を支える者が保健医療について情報収集する場や学ぶ機会を提供する。</p>	<p>スポーツ診療部の整形外科医師が、地域の大学において、スポーツ医学関連の講義を担当し、地域のスポーツ少年団においても怪我の予防についての講義を行った。</p> <p>薬剤部では、芦屋町内の学校薬剤師として薬物乱用防止講座を行った。</p> <p>看護部では、地域行事への看護師の派遣とともに皮膚排泄ケア認定看護師が他施設の訪問看護師との同行訪問を行い、褥瘡などに対する助言を行っている。</p> <p>病院ホームページについては、発熱外来や予防接種等の情報をタイムリーに掲載し、情報の充実に努めた。</p> <p>病院広報紙「かけはし」については、リハビリに関する分かりやすい情報を掲載するなど、地域住民への情報提供に貢献した。また、毎年度年報を作成しており、地域の医師や介護施設等を含めた関係者などに配布している。</p>	IV	(IV)	<p>医師をはじめ専門職が地域での保健医療情報の普及活動に取り組んだ。</p> <p>また、病院ホームページや広報誌にタイムリーな情報を掲載し、地域への情報提供に努めた。</p> <p>以上により、前年度同様計画を達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 法令遵守と情報公開

中期目標	医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
<p>自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、倫理委員会を活用する。法令等を遵守することはもとより、必要な院内規程を定め医療倫理及び行動規範の維持及び向上に努める。</p> <p>診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>	<p>自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、倫理委員会を活用する。法令等を遵守することはもとより、必要な院内規程を定め医療倫理及び行動規範の維持及び向上に努める。</p> <p>診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>	<p>診療録等の個人の情報については、地方独立行政法人芦屋中央病院個人情報保護規程に加え、電子カルテに対応した診療情報に関する規則や電子保存に関する規則等の遵守に努めた。</p> <p>当院の規程及び関係法令に基づき、適正に個人情報の管理・情報提供を行った。</p> <p>令和5年度のカルテ開示は23件（前年度15件）とやや増加した。開示理由は主にB型肝炎給付金関連や保険請求、裁判及び警察に係るものとなっており、前年度までと大きな変化はない。</p>	IV	(IV)	<p>規程等に基づき法令遵守と適切な情報公開に努めており、また、個人の権利利益の侵害も防いでいることから、前年度同様に計画を達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

中期目標	<p>理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
<p>平成 27 年度に地方独立行政法人化され、医師をはじめとする医療職員の採用や人事考課制度の導入、また、新病院への移転や高額医療機器の購入等においてその特性を發揮し、令和 2 年度及び令和 3 年度は経常黒字を達成している。今後も地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を維持する。</p> <p>法人の最高決議機関である理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。</p> <p>さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の</p>	<p>地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を維持する。</p> <p>法人の最高決議機関である理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。</p> <p>さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の</p>	<p>令和 5 年度も引き続き定期的な理事会の運営に加え、理事に副院長、医務局長を加えた運営会議を週 1 回開催した。また、各部門の管理者及び医師による管理者全体会議は月 1 回開催した。毎月の収支及び実績報告並びに各診療科・部署からの経営管理に関する意見・依頼がなされ、PDCA サイクルを活用した継続的な業務改善及び計画の推進に努めている。</p> <p>そして、各層からの病院運営に対する意見などを運営会議に集約するための組織横断的な会議体として、管理職を中心とした「人材育成会議」、監督職等で構成される「監督者連携会議」、中堅職員からなる「広報戦略会議」、若手職員で病院の将来等を検討する「FPT（フューチャープランニングチーム：将来計画検討チーム）会議」を編成し、引き続き体制の強化に取り組み、院内の情報・意思の共有を図った。</p>	IV	(IV)	<p>本年度も適切かつ効果的な運営管理体制を継続しているため、前年度同様に計画を達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>

収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。					
---	--	--	--	--	--

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

中期目標	(1) 働き方改革への対応 国の推進する働き方改革に適切に対応すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(1) 働き方改革への対応					
<p>令和3年度に改正された高年齢者雇用安定法の趣旨である高齢者が活躍できる環境整備を図り、かつ、持続可能な経営基盤を整備するため、労働者代表や労働者代表が属する労働組合と十分な情報共有及び協議を実施し、給与や労働に関する規程等の改定を検討する。また、人事考課制度と一体的に運用する視点を持ち改定を推進する。</p> <p>令和6年度から実施される医師の働き方改革に対応するため、医師の労働時間及び健康確保措置並びにタスクシフト/シェア等について推進し、必要な対応を行う。</p> <p>また、医師の働き方改革におけるA水準(年960時間以下の時間外労働)を維持し、職場環境の整備に努める。</p>	<p>令和3年度に改正された高年齢者雇用安定法の趣旨である高齢者が活躍できる環境整備を図り、かつ、持続可能な経営基盤を整備するため、労働者代表や労働者代表が属する労働組合と十分な情報共有及び協議を実施し、給与や労働に関する規程等の改定を行う。また、人事考課制度と一体的に運用する視点を持ち改定を行う。</p>	<p>令和5年度は医師を除く職員を対象とする、役割を基準とし、成果が反映される公平でシンプルな構造の新人事制度を策定(令和6年4月に施行)するために労働者代表および労働組合と十分な協議を行い規程等の改定に合意することができた。また、そのなかで定年を60歳から65歳に延長することで高齢者が活躍できる環境整備を図ることができた。</p> <p>医師の働き方改革についてはA水準を維持するとともに宿日直許可を得ることができた。</p>	IV	(-)	<p>人事制度の改定を行い、医師の働き方改革については宿日直許可を得ることができたため、計画を十分に達成したと考え、評価を「IV」とした。</p>

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 業務運営の改善と効率化

(2) 人事考課制度の適切な運用

中期目標	(2) 人事考課制度の適切な運用 貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(2) 人事考課制度の適切な運用					
<p>年齢や部署等にかかわらず互いにおもいやりを持った上で患者中心の医療を実践する人材を育成し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇給・昇格などの処遇に反映させ、モチベーション維持・向上につなげる。人事考課制度の適切な運用をさらに推進するため、働き方改革への対応とともに、人事考課制度の運用改善に努める。</p>	<p>年齢や部署等にかかわらず互いにおもいやりを持った上で患者中心の医療を実践する人材を育成し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇給・昇格などの処遇に反映させ、モチベーション維持・向上につなげる。人事考課制度の適切な運用をさらに推進するため、働き方改革への対応とともに、人事考課制度の運用改善に努める。</p>	<p>人材の育成と職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて処遇反映を行う人事考課制度を導入し、人事評価を段階的に行っている。医師を除く職員については、各評価者による評価を集計・分析し、評価にばらつきがないことを確認した上で、不公平感の無い人事評価を目指した。その上で病院への貢献の大きい職員に対しては、モチベーション向上のため表彰を行い、金一封を贈呈している。</p> <p>また、被評価者には「自己振り返りシート」を作成させ、面談を行うことにより、自身はどうだったかを振り返る機会を設けた。</p> <p>医師の人事評価に関しては、引き続き管理監督者が評価表を用い医師の多面評価を行った。中長期的には各医師が年度単位で目標設定を行うことに加え、多面評価を判断基準として処遇反映を行うことで、医師のモチベーション向上を図ることを計画している。</p>	Ⅲ	(Ⅲ)	<p>評価が高い職員への一時金による表彰制度や、医師の多面評価結果を用いた病院長面談の実施などは評価できるポイントである。ただし、新人事制度の中で人事考課制度のみ策定を令和6年度に持ち越し、医師についても評価による処遇反映ができていないため、計画を上回る進捗ではないと考え、評価を「Ⅲ」とした。</p>

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 業務運営の改善と効率化

(3) 予算の弾力化

中期目標	(3) 予算の弾力化 地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(3) 予算の弾力化					
<p>中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。</p> <p>また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。</p>	<p>中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。</p> <p>また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。</p>	<p>会計制度については、柔軟な運用に努めている。また、福岡県の補助金についても積極的に活用し、物価高騰対策支援金などにより物価高への対応に引き続き努めた。</p> <p>高額医療機器については、国の病院事業債や過疎債を活用し、令和5年度も運営会議メンバーによる備品購入委員会を経て購入している。購入の可否についても、各科・部門からの購入計画を基に、費用対効果・患者サービス等を考慮した上で決定し、計画的に購入することができた。</p>	IV	(IV)	<p>前年度同様、遜色なく実施したため計画どおり達成したと考え、評価を「IV」とした。</p>

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 業務運営の改善と効率化

(4) 計画的かつ適切な職員配置

中期目標	<p>(4) 計画的かつ適切な職員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(4) 計画的かつ適切な職員配置					
<p>安全で良質な医療を提供するため、高度な専門知識と技術に加え経済産業省が提唱する社会人基礎力の教育に努める。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的、かつ、適切に配置する。</p> <p>医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p>さらに、事務部門については持続可能な経営基盤の整備及び維持並びに継続的な改善に必要な人員を配置する。事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成</p>	<p>安全で良質な医療を提供するため、高度な専門知識と技術に加え経済産業省が提唱する社会人基礎力の教育に努める。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的、かつ、適切に配置する。</p> <p>医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p>さらに、事務部門については持続可能な経営基盤の整備及び維持並びに継続的な改善に必要な人員を配置する。事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成</p>	<p>令和5年度は常勤医師数が2名減となり、19名体制であった。しかし、うち1名は常勤から週4日勤務への変更であり、実質的には1名強の減員となった。</p> <p>看護師については7名採用し、常勤103名体制となっている。ただし、産休・育休が3名のため、勤務可能な看護師は100名となり、前年度より1名減となる。よって、施設基準に必要な人数配置は可能であるものの、やや不足している状況である。</p> <p>また、医師・看護師を除く医療職員については理学療法士3名、作業療法士2名の合計5名を採用した。</p> <p>そして、事務部門職員については、専門的な病院特有の事務（診療情報管理）に精通した職員を採用し、運営管理体制の強化に努めた。</p>	III	(IV)	<p>常勤医師数が実質的に1名強の減となったこと。看護師についてはやや不足があるものの、コメディカル職員及び事務職員については、必要な人員配置はほぼ行えたこと。以上を総合的に評価し、計画を概ね達成したと考え、評価を「III」とした。</p>

や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図り、運営管理体制の強化を推進する。	や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図り、運営管理体制の強化を推進する。				
--	--	--	--	--	--

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 業務運営の改善と効率化

(5) 研修制度の推進

中期目標	(5) 研修制度の推進 職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(5) 研修制度の推進					
<p>専門性の向上については、専門医、認定医、認定看護師及び看護師の特定行為等の資格取得や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門分野に関する研修については、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修等については、旅費支給の支援の実施や研修期間中の待遇措置等について環境整備に努め、かつ、柔軟に対応する。</p> <p>組織力の向上については、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と12の能力要素）を発揮できる人材の育成に努め、職員が自己を認識できるようリフレクション（振り返り）を推進し、3つの視点（目的・学び・統合）のバランスを図る。また、意思決定及び知的創造並びに人間関係的な側面が求められる組織の機能・役割を十分に発揮で</p>	<p>専門性の向上については、専門医、認定医、認定看護師及び看護師の特定行為等の資格取得や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門分野に関する研修については、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修等については、旅費支給の支援の実施や研修期間中の待遇措置等について環境整備に努め、かつ、柔軟に対応する。</p> <p>組織力の向上については、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と12の能力要素）を発揮できる人材の育成に努め、職員が自己を認識できるようリフレクション（振り返り）を推進し、3つの視点（目的・学び・統合）のバランスを図る。また、意思決定及び知的創造並びに人間関係的な側面が求められる組織の機能・役割を十分に発揮で</p>	<p>以前より新入職員の研修は主に各部署を主体として行われてきたが、令和元年度より職種に関わらず新たに就職し職員が参加できる新入職員オリエンテーションを開始した。この研修は芦屋中央病院職員として必要なことを学ぶ場であり、令和5年度も内容を充実させつつ実施した。</p> <p>令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止となっていた院内学習会を再開したが、医療安全や感染対策に関する研修については会場に加え、eラーニングや動画でのハイブリッド研修を行うことで参加しやすい環境を構築している。</p> <p>学会や外部研修についても、コロナ禍前の水準に戻り、参加した職員はその内容を部署内において、発表・回覧等を行い取得した情報・知識の共有を図った。</p> <p>看護部においては、看護学生の実習受け入れを継続し、院内研修として引き続</p>	Ⅲ	(Ⅳ)	<p>前年度に引き続きeラーニングや動画研修などの工夫により、医療安全や感染対策を含む実効性の高い研修を行うことができた。しかし、計画にある「職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性を持って実施する」ことは十分にはできていないため、これらを総合的に判断し、計画については概ね達成したと考え、評価を「Ⅲ」とした。</p>

<p>きるよう、組織横断的な活動を推進し、教育・研修の観点からもその強化に努める。</p>	<p>きるよう、組織横断的な活動を推進し、教育・研修の観点からもその強化に努める。</p>	<p>きe-ラーニングによる研修を継続することで、多くの研修機会を提供している。また、認定看護管理者については、ファーストレベルを2名、セカンドレベルを1名が受講し修了した。 令和5年度末では認定看護管理者ファーストレベルは25名、セカンドレベルは4名が修了している。</p>			
---	---	--	--	--	--

第3 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

中期目標	(1) 健全な経営の維持 自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(1) 健全な経営の維持					
<p>政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営の維持に努める。</p> <p>また、繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れる。</p>	<p>政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。</p>	<p>令和5年度は第3期中期計画及び令和5事業年度計画に基づき、事業運営を行った。経常収支としては、経常収益約33億7千9百万円（前年度約34億1千4百万円）と約3千5百万円減収となり、主な要因はコロナ関連補助金の減である。なお、入院及び外来収益の合計は約28億5千9百万円となり、前年度（約27億6千7百万円）に比べ約9千2百万円の増収となった。</p> <p>費用については、約31億8千5百万円（前年度約32億1千6百万円）と3千1百万円減少している。前年度に比べ人件費が約1千万円増加したが、材料費が約2千万円、減価償却費が約4千7百万円減少したことが主な要因となっている。</p> <p>経常利益は約1億9千4百万円（前年度約1億9千8百万円）と前年並みであり、経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充てることができた。</p>	V	(IV)	<p>令和5年度はコロナ関連補助金等が終了したが、引き続き経常黒字を継続し、安定的な運用が出来たことから、計画を大幅に超えて達成していると考え、評価を「V」とした。</p>

		<p>安定した収入維持のために必要な常勤医師の確保については、大学病院と連携を深め、働きかけを行っており、今後の常勤医師の採用に向け、取組を継続している。</p> <p>また、高額医療機器等の購入については、費用対効果等を踏まえ慎重に行った。</p>						
	また、繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れる。	<p>なお、令和5年度も繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れた。</p>						
指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較			
経常収支比率	105.6%	106.2%	100.0%	106.1%	+6.1%			
医業収支比率	92.1%	97.2%	93.0%	99.7%	+6.7%			
修正医業収支比率	91.8%	94.8%	92.7%	98.6%	+5.9%			
累積欠損金比率	19.2%	13.0%	14.5%	7.5%	-7.0%			
常勤医師数	21人	21人	20人	19人	-1人			
常勤看護師数	108人	102人	108人	103人	-5人			
その他医療従事者数	53人	56人	53人	54人	+1人			
現金保有残額	2,645,820千円	2,782,099千円	2,810,851千円	3,086,450千円	+275,599千円			
企業債残高	1,854,911千円	1,839,117千円	1,726,956千円	1,739,305千円	+12,349千円			
<p>※以降各指標は総務省の経営強化プランに対応する指標として算出しているため以前と値が異なるものがある</p> <p>※年度計画中の不良債務比率及び資金不足比率については非該当のため省略</p>								

第3 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(2) 収入の確保

中期目標	(2) 収入の確保 137 病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。 また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加により収入の増加を図ること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由 (実施状況等)	R5	(R4)	評価の理由
(2) 収入の確保					
<p>地域医療構想に沿った運営を行い、137 病床の堅持に努める。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に取り組む。</p> <p>地域の医療機関や介護施設との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、入院・外来患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、在宅サービス（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）及び健診センターの機能強化に努める。</p>	<p>地域医療構想に沿った運営を行い、137 病床の堅持に努める。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に取り組む。</p> <p>地域の医療機関や介護施設との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、入院・外来患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、在宅サービス（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）及び健診センターの機能強化に努める。</p>	<p>令和5年度も引き続き、地域患者を受け入れる地域包括ケア病床、がん終末期患者に対する緩和ケア病床、慢性期患者を受け入れる医療療養病床を地域の医療ニーズに対応する形で配置した。</p> <p>令和5年度の病床利用率は88.7%（前年度86.1%）となり、平均入院単価は39,651円（前年度39,082円）となり計画を上回った。入院収益は17億6千4百万円（前年度約16億8千2百万円）と約8千2百万円の増収となった。</p> <p>外来患者については、令和5年度の1日平均患者数が395.7人（前年度389.5人）と前年度と比べ6.2人増加し、計画を4.0人上回った。患者1人当たりの外来診療単価は7,560円（前年度7,630円）で、前年度に比べ70円減少し、計画を140円下回った。外来診療単価がやや減少したが患者数は増加したことにより、外来収益は約10億9千4百万円（前年度約10億8千5百万円）と約1千百万円の増収となった。</p>	V	(IV)	<p>入院及び外来合計収益を前年度以上として収入の確保に努めた。また、その他の収益性指標についても、そのほとんどにおいて計画を大幅に上回る数値となっており、評価を「V」とした。</p>

指 標		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較
入 院	1日平均入院患者数	115.1人	118.0人	117.1人	121.6人	+4.5人
	病床利用率(稼働率)	84.0%	86.1%	85.5%	88.7%	+3.2%
	平均在院日数	23.6日	23.3日	23.6日	23.3日	-0.3日
	患者1人1日当たり 入院収益(室料差額を除く)	37,303円	39,082円	37,844円	39,651円	+1,807円
	医師1人1日当たり入院収益	170,252円	185,289円	175,752円	200,708円	+24,956円
外 来	1日平均外来患者数	366.3人	389.5人	391.7人	395.7人	+4.0人
	患者1人1日当たり外来収益	7,904円	7,630円	7,700円	7,560円	-140円
	医師1人1日当たり外来収益	114,797円	119,466円	119,593円	124,561円	+4,968円

※病床利用率は(24時時点での在院患者数+退院患者数)/(137床×366日)で計算。

※1日平均外来患者数における外来診療日数は366日で計算。

第3 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(3) 支出の節減

中期目標	<p>(3) 支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p> <p>病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	(R4)	評価の理由
(3) 支出の節減					
<p>医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、後発医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。</p> <p>職員については、病院機能の維持に必要な人員数を把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで効果的な採用を行い、適正な人件費率を踏まえた計画的な採用に努める。</p>	<p>医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、後発医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。</p>	<p>医薬品及び診療材料等についてはSPDを導入し、効率的に管理するとともに一品目ごとに見積競争や価格交渉を行い、安価で購入するよう努めた。</p> <p>医薬品は薬事委員会において採用や廃棄、後発医薬品（ジェネリック薬）の使用について審議し、品目の見直しを行った。後発医薬品の使用割合は、86.4%（前年度85.6%）で上昇しているが引き続き使用割合の上昇に努める。</p> <p>高額医療機器の購入については初期費用だけでなく委託費等を含めたランニングコストや提供する医療の質も考慮した機器選定及び入札方法、補助金の活用にも努めた。</p>	IV	(III)	<p>医薬品については後発品の割合（国目標：80%以上）が高くなるよう努力し、診療材料等の支出削減に努め、人件費についても計画的かつ効率的な採用を行うことで必要な人件費の支出に努めた。経常収支は引き続き黒字で推移しており、計画を十分に達成していると考え、評価を「IV」とした。</p>
	<p>職員については、病院機能の維持に必要な人員数を把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで効果的な採用を行い、適正な人件費率を踏まえた計画的な採用に努める。</p>	<p>職員については、必要な人員の採用に努めており、人件費については、令和5年度においても上昇しているが、職員数は今後も人件費を考慮しつつ適切な採用に努める。</p>			

		た計画的な採用に努める。		用に努める。				
指 標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	計画との比較			
材料費対医業収益比率	13.8%	14.2%	14.8%	13.7%	-1.1%			
〃 対修正医業収益比率	16.4%	16.4%	16.5%	15.2%	-1.3%			
薬品費対医業収益比率	7.1%	7.3%	8.1%	7.4%	-0.7%			
〃 対修正医業収益比率	8.5%	8.5%	9.0%	8.1%	-0.9%			
委託費対医業収益比率	7.0%	6.3%	7.3%	6.2%	-1.1%			
〃 対修正医業収益比率	8.3%	7.3%	8.2%	6.9%	-1.3%			
職員給与費対医業収益比率	55.6%	56.7%	60.2%	58.3%	-1.9%			
〃 対修正医業収益比率	66.2%	65.6%	67.0%	64.6%	-2.4%			
100床当たり職員数	196.4人	199.6人	196.4人	197.8人	+1.4人			
後発医薬品使用割合	77.3%	85.6%	78.0%	86.4%	+8.4%			
<p>※給与費は一般管理費の給与費を含む。</p> <p>※経費は一般管理費の経費を含む。</p> <p>※職員数は常勤換算職員数。</p>								

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 (単位:千円)

区 分	予算額	決算額
収入		
営業収益	3,188,481	3,362,705
医業収益	2,878,072	3,048,123
運営費負担金等収益	310,409	314,582
営業外収益	14,020	15,946
運営費負担金収益	2,637	2,670
その他営業外収益	11,383	13,276
資本収入	226,800	254,279
長期借入金	113,400	125,800
その他資本収入	113,400	128,479
その他の収入	-	-
計	3,429,301	3,632,930
支出		
営業費用	2,826,137	2,840,169
医業費用	2,751,983	2,756,433
給与費	1,844,806	1,868,612
材料費	516,499	507,756
経費	390,678	380,065
一般管理費	74,154	83,736
給与費	60,712	67,558
経費	13,442	16,178
営業外費用	10,626	19,864
資本支出	500,525	621,465
建設改良費	234,300	256,250
償還金	130,351	129,601
その他資本支出	135,874	235,614
その他支出	-	-
計	3,337,288	3,481,498

2 収支計画 (単位:千円)

区 分	計画額	決算額
収益の部	3,204,622	3,378,908
営業収益	3,191,246	3,363,464
医業収益	2,868,914	3,035,781
運営費負担金等収益	310,409	314,582
資産見返負債戻入	11,923	13,101
営業外収益	13,376	15,444
運営費負担金収益	2,637	2,670
その他営業外収益	10,739	12,774
臨時利益	-	-
費用の部	3,204,444	3,187,578
営業費用	3,096,478	3,079,115
医業費用	3,023,750	2,996,846
給与費	1,861,894	1,894,169
材料費	472,974	461,140
経費	351,465	343,085
減価償却費	333,418	295,161
その他医業費用	4,000	3,291
一般管理費	72,728	82,269
営業外費用	107,666	106,293
臨時損失	300	2,170
純利益	178	191,330
目的積立金取崩額	-	-
総利益	178	191,330

3 資金計画 (単位:千円)

区 分	計画額	決算額
資金収入	6,195,121	6,462,321
業務活動による収入	3,202,501	3,425,943
診療業務による収入	2,878,072	3,068,340
運営費負担金等による収入	313,046	344,833
その他業務活動による収入	11,383	12,770
投資活動による収入	0	2,679
財務活動による収入	226,800	251,600
長期借入れによる収入	113,400	125,800
その他財務活動による収入	113,400	125,800
前事業年度からの繰越金	2,765,820	2,782,099
資金支出	6,195,121	6,462,321
業務活動による支出	2,836,763	2,767,902
給与費支出	1,905,518	1,867,254
材料費支出	516,499	462,013
その他の業務活動による支出	414,747	438,635
投資活動による支出	235,260	343,454
固定資産の取得による支出	234,300	220,389
その他投資活動による支出	960	123,065
財務活動による支出	265,265	264,515
移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金の返済による支出	130,351	129,601
その他の財務活動による支出	134,914	134,914
次期中期目標期間への繰越金	2,857,833	3,086,450

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第5 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実施状況	コメント
<p>1 限度額 300百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生事由 (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応</p>	<p>1 限度額 300百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生事由 (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応</p>	<p>令和5年度中に想定される発生事由による短期借入金はなく、自己資金にて賄った。</p>	

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実施状況	コメント
なし	なし	令和5年度はなかった。	

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画	年度計画	実施状況	コメント
なし	なし	令和5年度はなかった。	

第8 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実施状況	コメント
中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。	計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。	該当なし	

第9 その他

中期計画	年度計画	実施状況	コメント																		
<p>1 施設及び設備に関する計画(令和5年度から令和8年度まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>予 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設・設備の整備</td> <td style="text-align: right;">4,400</td> </tr> <tr> <td>医療機器等の整備・更新</td> <td style="text-align: right;">415,030</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	予 定 額	病院施設・設備の整備	4,400	医療機器等の整備・更新	415,030	<p>1 施設及び設備に関する計画(令和5年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>予 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設・設備の整備</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> </tr> <tr> <td>電子カルテ・医療機器等の整備・更新</td> <td style="text-align: right;">233,200</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	予 定 額	病院施設・設備の整備	1,100	電子カルテ・医療機器等の整備・更新	233,200	<p>1 施設及び設備に関する計画(令和5年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>決 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設・設備の整備</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>電子カルテ・医療機器等の整備・更新</td> <td style="text-align: right;">256,250</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	決 算 額	病院施設・設備の整備	0	電子カルテ・医療機器等の整備・更新	256,250	
施設及び設備の内容	予 定 額																				
病院施設・設備の整備	4,400																				
医療機器等の整備・更新	415,030																				
施設及び設備の内容	予 定 額																				
病院施設・設備の整備	1,100																				
電子カルテ・医療機器等の整備・更新	233,200																				
施設及び設備の内容	決 算 額																				
病院施設・設備の整備	0																				
電子カルテ・医療機器等の整備・更新	256,250																				

<p>2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし</p> <p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(1) 施設の維持 施設については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。</p> <p>(2) 国民健康保険診療施設の役割 国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。 総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。</p>	<p>2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし</p> <p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(1) 施設の維持 施設については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。</p> <p>(2) 国民健康保険診療施設の役割 国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。 総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。</p>	<p>2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 令和5年度はなかった。</p> <p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(1) 施設の維持 施設の不備や不具合については、患者の安全に関わることは修理・改善を行っている。</p> <p>(2) 国民健康保険診療施設の役割 国民健康保険診療施設として、特定健診及びがん検診を実施した。 総合相談窓口においては、医療はもとより、在宅療養、介護に関することなど生活上の様々なことに、専門の職員を配置して支援を行った。また、当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションを活用し、在宅サービスの充実を図った。</p>	
--	---	---	--

○地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例

平成26年3月24日条例第3号

改正

平成30年3月30日条例第8号

平成30年6月29日条例第16号

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担当事務、組織、委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 法第11条第2項第6号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、町長に意見を述べることとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療又は病院経営に関して専門的知識を有する者
- (2) その他町長が適当であると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1 芦屋町環境審議会委員及び芦屋町子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員	専門的知識を有する者	—	—	8,000円	町内居住者 2,500円	勤務の都度支給する。
	その他の委員	—	—	2,800円	町外居住者 別表第3による額 (ただし、2,500円に満たないときは2,500円とする。)	

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 6 月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○地方独立行政法人芦屋中央病院の業務の実績に関する評価実施要領

平成30年7月1日施行

地方独立行政法人芦屋中央病院の業務の実績に関する評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

(評価の種類)

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、表1（評価の種類）に掲げる評価を行う。

表1（評価の種類）

評価の種類	実施時期	内容
各事業年度における業務の実績に関する評価	毎事業年度終了後	各事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価	中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成見込みの調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の見込み全体について総合的に評価するもの
中期目標の期間における業務の実績に関する評価	中期目標の期間の最後の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

(評価書)

第3条 評価結果は、評価書として取りまとめる。

(各事業年度における業務の実績の評価)

第4条 各事業年度における業務の実績については、次の手順により評価を行う。

(1) 法人の自己評価

ア 各事業年度の業務の実績について、法第28条第2項及び地方独立行政法人芦屋中央病院の

業務運営等に関する規則（平成27年規則9号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき作成する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に記載する。

イ 年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、表2（評価基準）のとおり、5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

ウ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

エ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

表2（評価基準）

区分	進捗の度合い	判断基準
V	計画を大幅に上回っている	計画を大幅に上回るレベル
IV	計画を上回っている	計画どおり又はそれ以上に達成している
III	計画をおおむね順調に実施している	計画より下回ったが、支障や問題とならないレベル
II	計画を下回っている	計画からすれば支障や問題があるレベル
I	計画を大幅に下回っている	計画から著しくかけ離れているレベル又は未着手

(2) 項目別評価

ア 小項目評価

(ア) 法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に表2（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

(イ) 評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。

(ウ) その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

イ 大項目評価

(ア) 小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、表3（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

(イ) 小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、重点項目を考慮した小項目数によるものとする。

表3（評価基準）

区分	進捗の度合い	判断基準
S	中期目標・中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある	町長が特に認める場合
A	中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる	全ての小項目評価がⅢ～Ⅴ
B	中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割以上
C	中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割未満
D	中期目標・中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある	町長が特に認める場合

(3) 全体評価

ア 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

イ 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価）

第5条 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績については、次の手順により評価を行う。

(1) 法人の自己評価

ア 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、法第28条第2項及び規則第9条の規定に基づき作成する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に記載する。

イ 中期目標及び中期計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、表4（評価基準）のとおり、5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

ウ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

エ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

表4（評価基準）

区分	達成の度合い	判断基準
V	目標を大幅に上回る	目標を大幅に上回るレベル
IV	目標を上回る	目標どおり又はそれ以上に達成する見込み
III	目標をおおむね予定どおり達成する	目標より下回る見込みだが、支障や問題とならないレベル
II	目標を下回る	目標からすれば支障や問題があるレベル
I	目標を大幅に下回る	目標から著しくかけ離れているレベル又は未着手

(2) 項目別評価

ア 小項目評価

(ア) 法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、小項目ごとに中期目標の達成見込みについて、法人の自己評価と同様に表4（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

(イ) 評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。

(ウ) その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

イ 大項目評価

(ア) 小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標の達成見込みについて、表5（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

(イ) 小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、重点項目を考慮した小項目数によるものとする。

表5（評価基準）

区分	達成の度合い	判断基準
S	特筆すべき達成状況にある	町長が特に認める場合
A	目標どおり達成する	全ての小項目評価がⅢ～Ⅴ
B	おおむね目標どおり達成する	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割以上
C	目標どおり達成できない	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割未満
D	重大な改善すべき事項がある	町長が特に認める場合

(3) 全体評価

ア 項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成見込みについて、記述式による評価

を行う。

イ 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

（中期目標の期間における業務の実績の評価）

第6条 中期目標の期間における業務の実績については、次の手順により評価を行う。

（1）法人の自己評価

ア 中期目標の期間における業務の実績について、法第28条第2項及び規則第10条の規定に基づき作成する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に記載する。

イ 中期目標及び中期計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、表6（評価基準）のとおり、5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

ウ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

エ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

表6（評価基準）

区分	達成の度合い	判断基準
V	目標を大幅に上回った	目標を大幅に上回るレベル
IV	目標を上回った	目標どおり又はそれ以上に達成した
III	目標をおおむね予定どおり達成した	目標より下回ったが、支障や問題とならないレベル
II	目標を下回った	目標からすれば支障や問題があるレベル
I	目標を大幅に下回った	目標から著しくかけ離れているレベル又は未着手

（2）項目別評価

ア 小項目評価

（ア）小項目評価の結果、各重点項目の達成状況並びに特記事項の記載内容等を考法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、小項目ごとに中期目標の達成状況について、法人の自己評価と同様に表6（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

（イ）評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。

（ウ）その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

イ 大項目評価

(ア) 小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標の達成状況について、表7（評価基準）のとおり5段階による評価を行う。

(イ) 小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、重点項目を考慮した小項目数によるものとする。

表7（評価基準）

区分	達成の度合い	判断基準
S	特筆すべき達成状況にある	町長が特に認める場合
A	目標どおり達成した	全ての小項目評価がⅢ～Ⅴ
B	おおむね目標どおり達成した	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割以上
C	目標どおり達成できなかった	小項目のⅢ～Ⅴの評価がおおむね9割未満
D	重大な改善すべき事項があった	町長が特に認める場合

(3) 全体評価

ア 項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、記述式による評価を行う。

イ 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

（意見聴取）

第7条 評価に当たっては、業務の特性に応じた実効性のある評価を行うため、法第28条第4項及び地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例(平成26年条例第3号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会から意見を聴くものとする。

第8条 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価書の案を示し、意見申立ての機会を付与する。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、法人の業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から適用する。

地方独立行政法人芦屋中央病院 第3期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域医療への貢献
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域医療連携の強化
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害及び新興感染症に対する医療協力
- (6) 予防医療の強化
- (7) 地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

- (1) 医療安全の徹底
- (2) 医療従事者の確保
- (3) 計画的な医療機器等の整備
- (4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 患者快適性及び職員の接遇の向上
- (3) 総合相談窓口業務の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 働き方改革への対応
- (2) 人事考課制度の適切な運用
- (3) 予算の弾力化
- (4) 計画的かつ適切な職員配置
- (5) 研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

2 国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成27年4月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成30年3月の新築移転により診療機能・環境を充実して現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応じて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療等を提供し地域の発展に貢献してきた。

平成31年度から令和4年度までの第2期中期目標の期間中において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院は、日本での流行当初から感染症対策として発熱外来窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に対応する協力医療機関として病床の確保と疑似症・感染患者の入院を受け入れた。さらに、町のワクチン接種事業への多大な貢献など公立病院としての使命を果たした。

このような困難な状況の中でも、病院は良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を活かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数及び医業収益が増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、人件費などの固定費の増加もあり、なお経営の健全化に向けた努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を整えたことは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第3期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後8年及び新築移転後5年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを重点目標として求める。

ここに地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する第3期中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137病床を堅持し、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が保有している訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所及び訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の強化

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を深め、地域で一体的、かつ、切れ目のない医療提供体制を強化すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速、かつ、適切な対応がとれる救急医療体制を充実させること。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応を取ること。

(6) 予防医療の強化

芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制を充実させること。

企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努めること。

予防接種等を継続して実施すること。

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図り、協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。

また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(2) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、医師、看護職員及びコメディカル職員についても、職場環境の整備や教育体制の充実を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

(3) 計画的な医療機器等の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器等を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

(4) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮等、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人ひとりが接遇の向上に努め、快適性のさらなる向上を目指すこと。

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える問題を医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

理事会等の意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的、かつ、効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

国の推進する働き方改革に適切に対応すること。

(2) 人事考課制度の適切な運用

貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

(3) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により、効率的、効果的、かつ、迅速な事業運営に努めること。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員の育成を行い、計画的、かつ、適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(5) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

137病床を堅持し、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上及び外来患者の増加、また、在宅医療の利用者の増加により収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の維持

施設維持に必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設運用に努めること。

2 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

地方独立行政法人芦屋中央病院 第3期中期計画

目次

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域医療への貢献
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域医療連携の強化
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害及び新興感染症に対する医療協力
- (6) 予防医療の強化
- (7) 地域包括ケアシステムへの貢献

2 医療の質の向上

- (1) 医療安全の徹底
- (2) 医療従事者の確保
- (3) 計画的な医療機器等の整備
- (4) 第三者評価機関による評価

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 患者快適性及び職員の待遇の向上
- (3) 総合相談窓口業務の充実
- (4) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 働き方改革への対応
- (2) 人事考課制度の適切な運用
- (3) 予算の弾力化
- (4) 計画的かつ適切な職員配置
- (5) 研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 健全な経営の維持

(2) 収入の確保

(3) 支出の節減

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度から令和8年度まで）

2 収支計画（令和5年度から令和8年度まで）

3 資金計画（令和5年度から令和8年度まで）

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2 想定される短期借入金の発生事由

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

2 料金の減免

3 その他

第11 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和5年度から令和8年度まで）

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 施設の維持

(2) 国民健康保険診療施設の役割

別添1 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

別添2 経営強化プラン対象期間中の各年度の目標数値の見通し

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、国の推進する公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、第一に将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に地域の中核病院として貢献することを目指す。また、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を持続的に発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速、かつ、柔軟に病院運営を行い、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的、かつ、体系的に提供する地域密着型の多機能病院を目指す。

下記の病院理念及び基本方針並びに公的医療機関等 2025 プランに記載した自施設の方針（※）を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期計画を次のとおり定める。なお、本計画は、公立病院経営強化ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランに位置付ける。

○病院理念

- ・地域住民に信頼される病院
- ・地域医療機関に信頼される病院
- ・職員に信頼される病院

○基本方針

- 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。
- 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。
- 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。
- 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。
- 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療及び終末期医療の充実を図ります。
- 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。
- 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。
- 9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。

※公的医療機関等 2025 プランに記載した自施設の方針は、法人の第 3 者評価機関である ISO9001 の品質方針である。

○ISO9001 品質方針

- ① 私たちは「医療の質の向上」「安全」「おもいやり」を心がけ、患者さん中心の医療を行います。
- ② 私たちは「専門職として何に取り組むべきか」を考え続けます。
- ③ 私たちは専門分野への研鑽・職務遂行と、他部門との協力を両立します。
- ④ 地方独立行政法人芦屋中央病院は、専門教育ならびに組織人として必要な教育に力をいれ、病院および職員のさらなる質の向上をめざし、職員からも信頼される職場づくりを推進します。
- ⑤ 地域の皆さんが必要とする医療に取り組み、病院・診療所・施設等との連携を大切にし、地域包括ケアシステムの中核病院を目指します。

第1 中期計画の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献

県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137床を堅持し、在宅医療の普及に努め、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応する。

ケアミックス型の病床運営を維持し在宅医療の普及に努め、急性期から慢性期及び終末期までの入院機能に加え、在宅医療及び外来診療まで多職種連携により切れ目のない医療提供体制に努め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に対し地域の中核病院としての役割を果たす。

地域医療に必要な診療科を確保するとともに、複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。

がん患者への対応は重要であり、今後がん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、高度急性期以降の治療を担う外来化学療法の充実に引き続き努める。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。

口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADLの改善に有効なため、取組の充実に努める。

(2) 在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町村の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。

患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅

療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。

なお、指標「訪問診療件数」「訪問看護件数」については、令和3年度訪問診療件数が185件、訪問看護件数が4,230件である。現在医師・看護師ともに人材確保に努めているが、現状では人材確保が難しい状況であり、現状の人員で達成できる目標を設定している。また、「訪問リハビリテーション件数」「通所リハビリテーション件数」についても同様であり、今後は地域包括ケアシステムにおける需要の把握を進め、適正な人員の確保に努める。なお、「退院支援カンファレンス開催数」については、若年層の入院割合が30%を超える勢いであり、入退院支援加算における退院困難要因が無く、当該カンファレンスによる介入をしない患者が増えることが見込まれるため目標数値は令和3年度と同等の4,600件とした。

【在宅医療の推進 指標】

指 標	令和3年度実績	令和8年度目標
訪問診療件数	185件	220件
訪問看護件数	4,230件	4,400件
訪問リハビリテーション件数	1,984件	2,200件
通所リハビリテーション件数	9,312件	10,000件
退院支援カンファレンス開催数	4,598回	4,600回

(3) 地域医療連携の強化

地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションと協働し、在宅復帰への支援を行う。

病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院として回復期機能の役割を果たす。

病診連携では、法人の機能を情報発信し、さらに地域交流会（響灘医療連携フォーラム）等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。

薬局や介護施設等との連携については、地域交流会等の開催に加え、施設担当者や関係部署との情報共有を密にし、利用者の満足度改善に努める。

指標「基幹病院からの転入院受入件数」については新型コロナウイルス感染症の影響により件数が減少していたが、引き続き連携強化に努め、令和8年度までに令和3年度比140%程度の件数を見込み目標を設定している。

【地域医療連携の強化 指標】

指 標	令和 3 年度実績	令和 8 年度目標
基幹病院からの転入院受入件数	113 件	160 件
地域交流会等の開催回数	0 回	2 回

(4) 救急医療への取組

救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速な対応がとれる救急医療体制の充実に努める。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。

さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP（事業継続計画）との整合性を踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。

(6) 予防医療の強化

芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制の充実に努める。

企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努める。

予防接種等については小児を除きその実施に努める。

指標「企業健診数」については令和 8 年度までに 5%の増加を目指し、その上で企業訪問などを行い新規顧客の獲得に努める。また「特定保健指導件数」については、企業健診において義務化されておらず、また、当日に健診結果がでない検査があるため後日指導することになることから指導件数が伸び悩んでいる。しかし、今後は受診者の意識啓発やより指導を受けやすい体制を整備することでその増加に努め、令和 8 年度までに 160 件の達成を目指す。

【予防医療の強化 指標】

指 標	令和 3 年度実績	令和 8 年度目標
企業健診件数	1,701 件	1,786 件
特定保健指導件数	142 件	160 件

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図るとともに、協働して芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努める。

また、在宅療養支援病院として医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を実施し在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力する。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

① 医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。

また、院内での研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて安全意識と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び ICT（感染対策チーム）を中心として外部団体（KRICT:北九州地域感染制御チーム）と連携し、院内感染対策を確立する。

また、院内研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて院内感染対策意識と知識の向上を図る。さらに、院内ラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

(2) 医療従事者の確保

働きがいのある職場環境を整備し、職員教育や研修を充実することで医師、看護職員及び薬剤師等コメディカル職員の確保に取り組む。

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局と密に連携し、引き続き医師の増員に努める。また、在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。非常勤医師が診療を行っている呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。ただし、長期的な医師の増員及び常勤医師の確保を目指す。短期的に医師増員の目標設定が困難なことや、医師の働き方改革により今後の地域における医師の需給が不透明なことを踏まえ、第3期中期計画期間においては、引き続き常勤医師数

(令和3年度：21人)の維持に努める。その上で、タスクシフト/シェアを推進し、診療に集中できる職場環境の整備を進める。

看護職員及び薬剤師等コメディカル職員については、各専門職における常勤職員数を維持・増員するため、教育体制及び福利厚生などのさらなる充実に努める。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の資格取得費用の助成等により職員確保に取り組む。訪問看護師については今後増員を検討する必要があるが、令和8年度までの人材確保は人材の需給が不透明であることを踏まえ、維持することに努める。

(3) 計画的な医療機器等の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器は適宜導入することにより、費用を抑制し、かつ、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

医療機器を含む施設・設備のデジタル化への対応については、電子カルテの導入をすでに終えているが、今後のさらなるデジタル化を見据え、国の方針に基づき、かつ、地域の実情を鑑み、さらなるデジタル化への対応に努める。

(4) 第三者評価機関による評価

病院理念及びISO9001品質方針並びに品質マニュアルに基づき、各部署における課題抽出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を提供するため、医療安全管理チーム、感染対策チーム、褥瘡対策チーム及び栄養サポートチームなどチーム医療の推進に努める。

(2) 患者快適性及び職員の接遇の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。

外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。

入院においては、入院に対する不安感や慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。

また、患者満足度調査等を実施することで患者ニーズを把握し、改善につなげることで患者快適性及び職員の接遇の向上に努める。

「外来患者満足度調査結果」及び「入院患者満足度調査結果」については新型コロナウイルス感染症により令和2年度から実施できていなかったが、今後は十分な感染対策を行ったうえで実施する。調査未実施の期間であっても外来では積極的な声掛けを行い、また、病棟ではより快適に過ごせるよう取組を行ってきた。しかし、調査できていなかったため、改善のためのフィードバックが行えていなかったことから、令和4事業年度計画の当該目標値を令和8事業年度計画時の目標とした。

【患者快適性及び職員の接遇の向上 指標】

指 標	令和3年度実績	令和8年度目標
外来患者満足度調査結果	-	7.5/10点
入院患者満足度調査結果	-	7.5/10点

※ 患者満足度調査の質問項目：「全体としてこの病院に満足していますか」

(3) 総合相談窓口業務の充実

地域住民や患者及び家族が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員配置等を行い、相談体制のさらなる充実に努める。

総合相談窓口は、外来総合待合に設置した窓口からの相談のみならず入院患者の退院支援等の相談を行い、かつ、配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。

指標「相談対応件数」においては、第2期中期目標期間において件数が大幅に伸び、また、十分に機能してきた。今後も入院における相談件数は維持することが見込まれるが、外来での需要を加味し目標を7,800件としている。

【総合相談窓口業務の充実 指標】

指 標	令和3年度実績	令和8年度目標
相談対応件数	7,637件	7,800件
総合相談窓口人員数	8人	8人

※ 総合相談窓口人員：看護師・社会福祉士・薬剤師・保健師・クラーク

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、広報誌やホームページでの情報提供をおこない、地域において必要と考えられる保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。

法人の主催する講座の実施や自治体、教育機関、各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民や地域を支える者が保健医療について情報収集する場や学ぶ機会を提供する。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、倫理委員会を活用する。法令等を遵守することはもとより、必要な院内規程を定め医療倫理及び行動規範の維持及び向上に努める。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されないことがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

平成 27 年度に地方独立行政法人化され、医師をはじめとする医療職員の採用や人事考課制度の導入、また、新病院への移転や高額医療機器の購入等においてその特性を発揮し、令和 2 年度及令和 3 年度は経常黒字を達成している。今後も地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を維持する。

法人の最高決議機関である理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

令和 3 年度に改正された高年齢者雇用安定法の趣旨である高齢者が活躍できる環境整備を図り、かつ、持続可能な経営基盤を整備するため、労働者代表や労働者代表が属する労働組合と十分な情報共有及び協議を実施し、

給与や労働に関する規程等の改定を検討する。また、人事考課制度と一体的に運用する視点を持ち改定を推進する。

令和6年度から実施される医師の働き方改革に対応するため、医師の労働時間及び健康確保措置並びにタスクシフト/シェア等について推進し、必要な対応を行う。

また、医師の働き方改革におけるA水準(年960時間以下の時間外労働)を維持し、職場環境の整備に努める。

(2) 人事考課制度の適切な運用

年齢や部署等にかかわらず互いにおもいやりを持った上で患者中心の医療を実践する人材を育成し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇給・昇格などの処遇に反映させ、モチベーション維持・向上につなげる。人事考課制度の適切な運用をさらに推進するため、働き方改革への対応とともに、人事考課制度の運用改善に努める。

(3) 予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

安全で良質な医療を提供するため、高度な専門知識と技術に加え経済産業省が提唱する社会人基礎力の教育に努める。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的、かつ、適切に配置する。

医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門については持続可能な経営基盤の整備及び維持並びに継続的な改善に必要な人員を配置する。事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図り、運営管理体制の強化を推進する。

(5) 研修制度の推進

専門性の向上については、専門医、認定医、認定看護師及び看護師の特定行為等の資格取得や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門分野

に関する研修については、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修等については、旅費支給の支援の実施や研修期間中の待遇措置等について環境整備に努め、かつ、柔軟に対応する。

組織力の向上については、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と12の能力要素）を発揮できる人材の育成に努め、職員が自己を認識できるようリフレクション（振り返り）を推進し、3つの視点（目的・学び・統合）のバランスを図る。また、意思決定及び知的創造並びに人間関係的な側面が求められる組織の機能・役割を十分に発揮できるよう、組織横断的な活動を推進し、教育・研修の観点からもその強化に努める。

第4 財政内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営の維持に努める。

また、繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れる。

【健全な経営の維持 指標】

指 標	令和3年度実績	令和8年度目標
経常収支比率	105.6%	103.3%
医業収支比率	92.1%	95.9%
修正医業収支比率	91.8%	95.6%
不良債務比率	-	-
資金不足比率	-	-
累積欠損金比率	19.2%	7.3%
常勤医師数	21人	21人
常勤看護師数	108人	108人
その他医療従事者数	53人	53人
現金保有残額	2,645,820千円	3,187,618千円
企業債残高	1,854,911千円	1,445,293千円

(2) 収入の確保

地域医療構想に沿った運営を行い、137病床の堅持に努める。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に取り組む。

地域の医療機関や介護施設との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、入院・外来患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、在宅サービス（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）及び健診センターの機能強化に努める。

【収入の確保 指標】

指 標		令和3年度実績	令和8年度目標
入 院	1日平均入院患者数	115.1人	120.6人
	病床利用率（稼働率）	84.0%	88.0%
	平均在院日数	23.6日	23.6日
	患者1人1日当たり 入院収益（室料差額を除く）	37,303円	37,931円
	医師1人1日当たり入院収益	170,252円	181,308円
外 来	1日平均外来患者数	366.3人	401.4人
	患者1人1日当たり外来収益	7,904円	8,000円
	医師1人1日当たり外来収益	114,797円	127,308円

(注) 病床利用率は(24時時点での在院患者数+退院患者数)/(137床×365日)で計算。

(注) 1日平均外来患者数における外来診療日数は365日で計算。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、後発医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

職員については、病院機能の維持に必要な人員数を把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで効果的な採用を行い、適正な人件費率を踏まえた計画的な採用に努める。

【支出の節減 指標】

指 標	令和3年度実績	令和8年度目標
材料費対医業収益比率	13.8%	14.5%
〃 対修正医業収益比率	16.4%	16.2%
薬品費対医業収益比率	7.1%	8.5%
〃 対修正医業収益比率	8.5%	9.5%
委託費対医業収益比率	7.0%	7.2%
〃 対修正医業収益比率	8.3%	8.0%
職員給与費対医業収益比率	55.6%	59.8%
〃 対修正医業収益比率	66.2%	66.7%
100床当たり職員数	196.4人	196.4人
後発医薬品使用割合	77.3%	80.0%

(注) 給与費は一般管理費の給与費を含む。

(注) 経費は一般管理費の経費を含む。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度から令和8年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額	
収入			
営業収益		13,041,372	
	医業収益	11,751,136	
	運営費負担金等収益	1,290,236	
営業外収益		54,793	
	運営費負担金収益	9,260	
	その他営業外収益	45,533	
資本収入		394,390	
	長期借入金	193,400	
	その他資本収入	200,990	
その他の収入		-	
計		13,490,555	
支出			
営業費用		11,437,558	
	医業費用	11,134,571	
		給与費	7,453,003
		材料費	2,106,167
		経費	1,575,401
	一般管理費	302,987	
		給与費	252,519
		経費	50,468
営業外費用		41,224	
資本支出		1,542,993	
	建設改良費	419,430	
	償還金	628,423	
	その他資本支出	495,140	
その他の支出		-	
計		13,021,775	

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額7,705,522千円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和5年度から令和8年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収益の部		13,088,671
収益の部	営業収益	13,036,455
	医業収益	11,714,161
	運営費負担金等収益	1,290,236
	資産見返負債等戻入	32,058
	営業外収益	52,216
	運営費負担金収益	9,260
	その他営業外収益	42,956
	臨時利益	-
	費用の部	
費用の部	営業費用	12,424,312
	医業費用	12,122,746
	給与費	7,606,892
	材料費	1,924,108
	経費	1,418,082
	減価償却費	1,157,664
	その他医業費用	16,000
	一般管理費	301,566
	営業外費用	446,112
	臨時損失	1,200
	純利益	
目的積立金取崩額		-
総利益		217,046

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（令和5年度から令和8年度まで）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	13,490,554
業務活動による収入	13,096,164
診療業務による収入	11,751,136
運営費負担金等による収入	1,299,495
その他の業務活動による収入	45,533
投資活動による収入	7,590
財務活動による収入	386,800
長期借入れによる収入	193,400
その他の業務活動による収入	193,400
前事業年度からの繰越金	2,464
資金支出	13,021,375
業務活動による支出	11,478,782
給与費支出	7,705,522
材料費支出	2,106,167
その他の業務活動による支出	1,667,093
投資活動による支出	423,270
有形固定資産の取得による支出	419,430
その他の投資活動による支出	3,840
財務活動による支出	1,119,723
移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金の返済による支出	628,423
その他の財務活動による支出	491,300
次期中期目標の期間への繰越金	468,781

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

300 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第9 剰余金の使途

中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。

- (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前 2 号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3 その他

第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第11 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和 5 年度から令和 8 年度まで）

（単位：千円）

施設及び設備の内容	予 定 額
病院施設・設備の整備	4,400
医療機器等の整備・更新	415,030

2 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

（1）施設の維持

施設については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。

（2）国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。

経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益の部	3,204,622	3,230,546	3,301,122	3,352,381
営業収益	3,191,246	3,217,336	3,288,163	3,339,710
医業収益	2,868,914	2,903,378	2,948,323	2,993,548
運営費負担金等収益	310,409	302,251	335,627	341,949
資産見返負債等戻入	11,923	11,707	4,213	4,213
営業外収益	13,376	13,210	12,960	12,671
運営費負担金収益	2,637	2,471	2,221	1,932
その他営業外収益	10,739	10,739	10,739	10,739
臨時利益	0	0	0	0
費用の部	3,204,444	3,192,578	3,229,239	3,245,365
営業費用	3,096,478	3,080,018	3,116,372	3,131,446
医業費用	3,023,750	3,004,141	3,040,126	3,054,730
給与費	1,861,894	1,890,008	1,922,694	1,932,297
材料費	472,974	479,407	485,864	485,864
経費	351,465	352,674	355,537	358,406
減価償却費	333,418	278,052	272,031	274,163
その他医業費用	4,000	4,000	4,000	4,000
一般管理費	72,728	75,877	76,246	76,716
営業外費用	107,666	112,260	112,566	113,619
臨時損失	300	300	300	300
純利益	178	37,968	71,884	107,016
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	178	37,968	71,884	107,016

経営強化プラン対象期間中の各年度の目標数値の見通し

目標数値	目標			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①経常収支比率	100.0%	101.2%	102.2%	103.3%
②医業収支比率	93.0%	94.6%	94.9%	95.9%
③修正医業収支比率	92.7%	94.3%	94.6%	95.6%
④不良債務比率	—	—	—	—
⑤資金不足比率	—	—	—	—
⑥累積欠損金比率	14.5%	13.2%	10.7%	7.3%
⑦企業債残高	1,726,956千円	1,652,511千円	1,556,478千円	1,445,293千円
⑧1日平均入院患者数	117.1人	117.8人	119.2人	120.6人
⑨病床利用率	85.5%	85.8%	87.0%	88.0%
⑩患者1人1日当たり入院収益	37,844円	37,861円	37,896円	37,931円
⑪医師1人1日当たり入院収益	175,752円	176,861円	179,082円	181,308円
⑫1日平均外来患者数	391.7人	394.9人	398.2人	401.4人
⑬患者1人1日当たり外来収益	7,700円	7,800円	7,900円	8,000円
⑭医師1人1日当たり外来収益	119,593円	122,140円	124,711円	127,308円
⑮材料費対医業収益比率	14.8%	14.9%	14.8%	14.5%
⑯材料費対修正医業収益比率	16.5%	16.5%	16.5%	16.2%
⑰薬品費対医業収益比率	8.1%	8.6%	8.6%	8.5%
⑱薬品費対修正医業収益比率	9.0%	9.6%	9.5%	9.5%
⑲委託費対医業収益比率	7.3%	7.3%	7.2%	7.2%
⑳委託費対修正医業収益比率	8.2%	8.1%	8.0%	8.0%
㉑職員給与費対医業収益比率	60.2%	60.8%	60.4%	59.8%
㉒職員給与費対修正医業収益比率	67.0%	67.3%	67.4%	66.7%
㉓100床当たり職員数	196.4名	196.4名	196.4名	196.4名

地方独立行政法人芦屋中央病院 令和5年度年度計画

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献【重点項目】

県の策定する医療計画や地域医療構想等を踏まえ、保有する137床を堅持し、在宅医療の普及に努め、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応する。

ケアミックス型の病床運営を維持し在宅医療の普及に努め、急性期から慢性期及び終末期までの入院機能に加え、在宅医療及び外来診療まで多職種連携により切れ目のない医療提供体制に努め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に対し地域の中核病院としての役割を果たす。

地域医療に必要な診療科を確保するとともに、複数の医師を有する診療科では、地域完結を目指し、質の高い高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め、現在保有している診療科を維持していく。

がん患者への対応は重要であり、今後もがん患者の増加が予想される。その治療も多様化しており、高度急性期以降の治療を担う外来化学療法の実践に引き続き努める。また、終末期では、緩和ケア病床を活用する。

口腔ケアについては、誤嚥性肺炎の予防や減少だけでなく、生活の質の向上、ADLの改善に有効なため、取組の実践に努める。

(2) 在宅医療の推進【重点項目】

芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の福祉計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供が計画されている。

患者支援センターにおいては訪問診療に関する体制整備に努める。また、訪問診療に加え、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、地域の診療所や薬局、介護施設等との連携を深め、地域包括ケアシステムの在宅ケア分野における中核として機能を発揮する。加えて、地域における在宅医療の状況を把握し、適切かつ質の高い在宅医療の提供に努める。さらには、一人一人の職員に対する教育や経験を充実させ、かつ、地域医療連携室と協力し、在宅療養支援病院として地域ニーズに応じた一体的で総合的な在宅医療及び在宅ケアの提供に努める。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
訪問診療件数	185 件	194 件
訪問看護件数	4,230 件	4,273 件
訪問リハビリテーション件数	1,984 件	2,038 件
通所リハビリテーション件数	9,312 件	9,484 件
退院支援カンファレンス開催数	4,598 回	4,599 回

(3) 地域医療連携の強化【重点項目】

地域医療連携室は、医療機関や介護・福祉施設と連携を密にし、患者に適切な医療・介護・福祉サービスを提供することを目的とした相談を行う。退院時には、在宅復帰支援や施設入所などの相談も行い、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションと協働し、在宅復帰への支援を行う。

病病連携では、大学病院等の基幹病院で高度急性期医療を終えた患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院として回復期機能の役割を果たす。

病診連携では、法人の機能を情報発信し、さらに地域交流会（響灘医療連携フォーラム）等を開催することで、近隣の診療所と関係を深め、相互に患者紹介を行える関係を構築する。

薬局や介護施設等との連携については、地域交流会等の開催に加え、施設担当者や関係部署との情報共有を密にし、利用者の満足度改善に努める。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
基幹病院からの転入院受入件数	113 件	125 件
地域交流会等の開催回数	0 回	1 回

(4) 救急医療への取組

救急告示病院として地域住民の救急医療を行う。高次救急を必要とする患者については、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速な対応がとれる救急医療体制の充実に努める。

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力【重点項目】

災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。

さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP（事業継続計画）との整合性を踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。

(6) 予防医療への取組

芦屋町と連携し、後期高齢者医療制度及び社会保険や国民健康保険等を対象とした住民健診の受け入れ体制の充実に努める。

企業健診などを充実し、地域で働く人の健診機会の拡大に努める。

予防接種等については小児を除きその実施に努める。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
企業健診件数	1,701件	1,722件
特定保健指導実施件数	142件	147件

(7) 地域包括ケアシステムへの貢献

地域包括支援センター及び医療・介護・福祉施設等の関係機関との連携を図るとともに、協働して芦屋町高齢者福祉計画及び近隣市町の高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努める。

また、在宅療養支援病院として医療及び在宅サービスにおいて切れ目のない一体的な取組を実施し在宅ケアを支援するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業に協力する。

2 医療の質の向上

(1) 医療安全対策の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

①医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。

また、院内での研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて安全意識と知識の向上を図る。

②院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び ICT（感染対策チーム）を中心として外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）と連携し、院内感染対策を確立する。

また、院内研修会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて院内感染対策意識と知識の向上を図る。さらに、院内ラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

(2) 医療従事者の確保【重点項目】

働きがいのある職場環境を整備し、職員教育や研修を充実することで医師、看護職員及び薬剤師等コメディカル職員の確保に取り組む。

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局と密に連携し、引き続き医師の増員に努める。また、在宅医療の推進にあたり、必要となる総合診療医についても確保に努める。非常勤医師が診療を行っている呼吸器内科・循環器内科・眼科・耳鼻咽喉科については、引き続き常勤医師の確保を目指す。

看護職員及び薬剤師等コメディカル職員については、各専門職における常勤職員数を維持・増員するため、教育体制及び福利厚生などのさらなる充実に努める。また、認定看護師をはじめとする病院経営に関わる資格を有する職員の資格取得費用の助成等により職員確保に取り組む。

(3) 計画的な医療機器の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器は適宜導入することにより、費用を抑制し、かつ、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

医療機器を含む施設・設備のデジタル化への対応については、本年度電子カルテの更新を行い、今後のさらなるデジタル化を見据え、国の方針に基づき、かつ、地域の実情を鑑み、さらなるデジタル化への対応に努める。

(4) 第三者評価機関による評価

病院理念及び ISO9001 品質方針並びに品質マニュアルに基づき、各部署における課題抽出及び目標管理を推進する。また、職員による各部署の内部監査を実施し、組織内部での改善サイクルを確立する。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を提供するため、医療安全管理チーム、感染対策チーム、褥瘡対策チーム及び栄養サポートチームなどチーム医療の推進に努める。

(2) 快適性及び職員の接遇の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、接遇向上に努める。

外来診療においては、診療や会計時の待ち時間の短縮に努める。また、順番待ちをしている患者及び家族に積極的に「声かけ」を行い、待ち時間による不安や不満の軽減に努める。

入院においては、入院に対する不安感や慣れない入院生活に配慮し、療養環境の快適性を高める。

また、患者満足度調査等を実施することで患者ニーズを把握し、改善につなげることで患者快適性及び職員の接遇の向上に努める。

指 標	令和 3 年度実績	令和 5 年度目標
外来患者満足度調査結果	-	7.2/10 点
入院患者満足度調査結果	-	7.2/10 点

※ 患者満足度調査の質問項目：「全体としてこの病院に満足していますか」

※ 令和 3 年度については新型コロナウイルス感染症により調査未実施

(3) 総合相談窓口の充実

地域住民や患者及び家族が抱える問題を、医療・保健・介護・福祉施設等の関連機関と連携して解決できるよう、総合相談窓口への適切な人員配置等を行い、相談体制のさらなる充実に努める。

総合相談窓口は、外来総合待合に設置した窓口からの相談のみならず入院患者の退院支援等の相談を行い、かつ、配置する各職種の相談員が専門分野を横断的に活用し、安心してサービスを受けられるように最適なアドバイスを提供する。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
相談件数	7,637 件	7,678 件
総合相談窓口人員数	8 人	8 人

※ 総合相談窓口人員：看護師・社会福祉士・薬剤師・保健師・クラーク

(4) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、広報誌やホームページでの情報提供をおこない、地域において必要と考えられる保健医療情報の発信及び普及啓発を推進する。

法人の主催する講座の実施や自治体、教育機関、各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民や地域を支える者が保健医療について情報収集する場や学ぶ機会を提供する。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院にふさわしい倫理観を持ち、倫理委員会を活用する。法令等を遵守することはもとより、必要な院内規程を定め医療倫理及び行動規範の維持及び向上に努める。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に対応した法人運営に取り組み、権限委譲と責任の所在を明確化した運営管理体制を維持する。

法人の最高決議機関である理事会では重要事項の決定を行い、病院内で判断可能な事項については運営会議で決定する。また、法人の意思決定を迅速、かつ、適切に行うために、職員の年齢層、役職別の意見を集約すること及び委員会を効率的に活用できる運営管理体制の向上に努める。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報の収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等継続的な改善への取組を行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 働き方改革への対応

令和3年度に改正された高年齢者雇用安定法の趣旨である高齢者が活躍できる環境整備を図り、かつ、持続可能な経営基盤を整備するため、労働者代表や労働者代表が属する労働組合と十分な情報共有及び協議を実施し、給与や労働に関する規程等の改定を行う。また、人事考課制度と一体的に運用する視点を持ち改定を行う。

(2) 人事考課制度の適切な運用

年齢や部署等にかかわらず互いにおもいやりを持った上で患者中心の医療を実践する人材を育成し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇給・昇格などの処遇に反映させ、モチベーション維持・向上につなげる。人事考課制度の適切な運用をさらに推進するため、働き方改革への対応とともに、人事考課制度の運用改善に努める。

(3) 予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を活用し、医療環境の変化に迅速、かつ、柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的、かつ、効果的な事業運営に努める。

(4) 計画的かつ適切な職員配置

安全で良質な医療を提供するため、高度な専門知識と技術に加え経済産業省が提唱する社会人基礎力の教育に努める。その上で地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を計画的、かつ、適切に配置する。

医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門については持続可能な経営基盤の整備及び維持並びに継続的な改善に必要な人員を配置する。事務部門の職員については、専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図り、運営管理体制の強化を推進する。

(5) 研修制度の推進

専門性の向上については、専門医、認定医、認定看護師及び看護師の特定行為等の資格取得や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門分野に関する研修については、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。また、資格取得のための外部研修等については、旅費支給の支援の実施や研修期間中の待遇措置等について環境整備に努め、かつ、柔軟に対応する。

組織力の向上については、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と12の能力要素）を発揮できる人材の育成に努め、職員が自己を認識できるようリフレクション（振り返り）を推進し、3つの視点（目的・学び・統合）のバランスを図る。また、意思決定及び知的創造並びに人間関係的な側面が求められる組織の機能・役割を十分に発揮できるよう、組織横断的な活動を推進し、教育・研修の観点からもその強化に努める。

第3 財政内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ、資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。

また、繰出基準に基づいた運営費負担金を芦屋町から繰入れる。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
経常収支比率	105.6%	100.0%
医業収支比率	92.1%	93.0%
修正医業収支比率	91.8%	92.7%
不良債務比率	-	-
資金不足比率	-	-
累積欠損金比率	19.2%	14.5%
常勤医師数	21人	20人
常勤看護師数	108人	108人
その他医療従事者数	53人	53人
現金保有残額	2,645,820千円	2,810,851千円
企業債残高	1,854,911千円	1,726,956千円

(2) 収入の確保

地域医療構想に沿った運営を行い、137病床の堅持に努める。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に取り組む。

地域の医療機関や介護施設との連携を密にし、スムーズな患者の受入れ体制を確立し、入院・外来患者数の増加に努め、収入を確保する。さらに、在宅サービス（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）及び健診センターの機能強化に努める。

指 標		令和3年度実績	令和5年度目標
入 院	1日平均入院患者数	115.1人	117.1人
	病床利用率（稼働率）	84.0%	85.5%
	平均在院日数	23.6日	23.6日
	患者1人1日当たり 入院収益（室料差額を除く）	37,303円	37,844円
	医師1人1日当たり入院収益	170,252円	175,752円
外 来	1日平均外来患者数	366.3人	391.7人
	患者1人1日当たり外来収益	7,904円	7,700円
	医師1人1日当たり外来収益	114,797円	119,593円

（注）病床利用率は(24時時点での在院患者数＋退院患者数) / (137床×365日)で計算。

（注）1日平均外来患者数における外来診療日数は365日で計算。

（3）支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、後発医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

職員については、病院機能の維持に必要な人員数を把握し、当院の求める人材像を明らかにしたうえで効果的な採用を行い、適正な人件費率を踏まえた計画的な採用に努める。

指 標	令和3年度実績	令和5年度目標
材料費対医業収益比率	13.8%	14.8%
〃 対修正医業収益比率	16.4%	16.5%
薬品費対医業収益比率	7.1%	8.1%
〃 対修正医業収益比率	8.5%	9.0%
委託費対医業収益比率	7.0%	7.3%
〃 対修正医業収益比率	8.3%	8.2%
職員給与費対医業収益比率	55.6%	60.2%
〃 対修正医業収益比率	66.2%	67.0%
100床当たり職員数	196.4人	196.4人
後発医薬品使用割合	77.3%	78.0%

（注）給与費は一般管理費の給与費を含む。

（注）経費は一般管理費の経費を含む。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度）

（単位：千円）

区 分		金 額
収 入		
営業収益		3,188,481
医業収益		2,878,072
運営費負担金等収益		310,409
営業外収益		14,020
運営費負担金収益		2,637
その他営業外収益		11,383
資本収入		226,800
長期借入金		113,400
その他資本収入		113,400
その他の収入		0
計		3,429,301
支 出		
営業費用		2,826,137
医業費用		2,751,983
給与費		1,844,806
材料費		516,499
経費		390,678
一般管理費		74,154
給与費		60,712
経費		13,442
営業外費用		10,626
資本支出		500,525
建設改良費		234,300
償還金		130,351
その他資本支出		135,874
その他の支出		0
計		337,288

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収益の部	3,204,622
営業収益	3,191,246
医業収益	2,868,914
運営費負担金等収益	310,409
資産見返負債等戻入	11,923
営業外収益	13,376
運営費負担金収益	2,637
その他営業外収益	10,739
臨時利益	0
費用の部	3,204,444
営業費用	3,096,478
医業費用	3,023,750
給与費	1,861,894
材料費	472,974
経費	351,465
減価償却費	333,418
その他医業費用	4,000
一般管理費	72,728
営業外費用	107,666
臨時損失	300
純利益	178
目的積立金取崩額	0
総利益	178

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	3,429,301
業務活動による収入	3,202,501
診療業務による収入	2,878,072
運営費負担金等による収入	313,046
その他の業務活動による収入	11,383
投資活動による収入	0
財務活動による収入	226,800
長期借入れによる収入	113,400
その他の財務活動による収入	113,400
前事業年度からの繰越金	2,765,820
資金支出	3,337,288
業務活動による支出	2,836,763
給与費支出	1,905,518
材料費支出	516,499
その他の業務活動による支出	414,747
投資活動による支出	235,260
有形固定資産の取得による支出	234,300
その他の投資活動による支出	960
財務活動による支出	265,265
移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金の返済による支出	130,351
その他の財務活動による支出	134,914
次事業年度への繰越金	92,013

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第9 その他

1 施設及び設備に関する計画（令和5年度）

（単位：千円）

施設及び設備の内容	予 定 額
病院施設・設備の整備	1,100
電子カルテ・医療機器等の整備・更新	233,200

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 施設の維持

施設については、必要な整備を計画的、かつ、適正に実施し、長期的に安全な施設維持に努める。

(2) 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

総合相談窓口による相談業務により、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することで、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。

財 務 諸 表 等

令和5年度

(第9期事業年度)

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

地方独立行政法人 芦屋中央病院

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
損失の処理に関する書類	6
行政コスト計算書	7
注記事項	8

附属明細書

固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85 特定の資産に係る費用相当額の (1) 会計処理）及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」 による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	12
(2) 棚卸資産の明細	13
(3) 有価証券の明細	13
(4) 長期貸付金の明細	13
(5) 長期借入金の明細	14
(6) 移行前地方債償還債務の明細	15
(7) 引当金の明細	15
(8) 資産除去債務の明細	15
(9) 資本剰余金の明細	16
(10) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	16
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	16
(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細	17
(13) 役員及び職員の給与の明細	18
(14) 開示すべきセグメント情報	18
(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	19

添付資料

決算報告書

事業報告書

監査報告書

貸借対照表

(令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		531,099,625	
建物	3,580,126,309		
建物減価償却累計額	▲ 1,083,709,599	2,496,416,710	
構築物	207,781,692		
構築物減価償却累計額	▲ 106,667,808	101,113,884	
器械備品	1,108,176,440		
器械備品減価償却累計額	▲ 903,998,760	204,177,680	
車両	10,285,876		
車両減価償却累計額	▲ 7,376,098	2,909,778	
有形固定資産合計		3,335,717,677	
2 無形固定資産			
電話加入権		21,000	
ソフトウェア		137,319,120	
無形固定資産合計		137,340,120	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		100,000,000	
長期貸付金		1,727,100	
長期前払消費税		269,778,488	
その他の資産		3,400,000	
投資その他の資産合計		374,905,588	
固定資産合計			3,847,963,385
II 流動資産			
現金及び預金		3,086,450,328	
未収金	505,615,946		
貸倒引当金	▲ 2,105,190	503,510,756	
貯蔵品			
薬品	18,198,024		
診療材料	6,732,017	24,930,041	
流動資産合計			3,614,891,125
資産合計			7,462,854,510

貸借対照表

(令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 固定負債			
長期借入金		1,635,770,666	
移行前地方債償還債務		84,522,290	
資産見返負債(注)			
資産見返運営費負担金	25,801		
資産見返補助金等	58,335,996		
資産見返物品受贈額	25,697,198	84,058,995	
引当金			
退職給付引当金	591,034,557	591,034,557	
建設改良費負担金債務		1,547,452,719	
固定負債合計			3,942,839,227
II 流動負債			
一年以内返済予定長期借入金		103,534,492	
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		16,775,552	
未払金		189,692,093	
預り金		18,382,005	
建設改良費負担金債務		130,525,933	
引当金			
賞与引当金	231,520,000	231,520,000	
流動負債合計			690,430,075
負債合計			4,633,269,302
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金		3,066,537,105	
資本金合計			3,066,537,105
II 資本剰余金			
資本剰余金		14,819,842	
資本剰余金合計			14,819,842
III 繰越欠損金			
当期未処理損失		251,771,739	
(うち当期総利益)		191,330,428)	
繰越欠損金合計			251,771,739
純資産合計			2,829,585,208
負債純資産合計			7,462,854,510

(注) 地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

科 目	金 額		
営業収益			
医業収益			
入院収益	1,764,225,741		
外来収益	1,094,887,807		
その他医業収益	176,667,598	3,035,781,146	
運営費負担金収益(注)		280,249,743	
補助金等収益(注)		34,332,586	
資産見返補助金等戻入(注)		12,557,735	
資産見返物品受贈額戻入(注)		543,541	
営業収益合計			3,363,464,751
営業費用			
医業費用			
給与費	1,894,168,734		
材料費	461,139,517		
経費	343,085,468		
減価償却費	295,161,380		
研究研修費	3,290,991	2,996,846,090	
一般管理費			
給与費	67,518,496		
経費	14,715,215		
研究研修費	34,969	82,268,680	
営業費用合計			3,079,114,770
営業利益			284,349,981
営業外収益			
運営費負担金収益(注)		2,670,358	
財務収益			
受取利息	1,536,940	1,536,940	
雑収益			
患者外給食収益	1,960,920		
その他雑益	9,275,676	11,236,596	
営業外収益合計			15,443,894
営業外費用			
財務費用			
移行前地方債利息	2,173,478		
長期借入金利息	1,566,316	3,739,794	
患者外給食材料費		2,187,600	
長期前払消費税償却		15,577,535	
委託料		3,540,000	
その他負担金		616,951	
雑支出		80,631,438	
営業外費用合計			106,293,318
経常利益			193,500,557
臨時損失			
固定資産除却損		2,170,129	
臨時損失合計			2,170,129
当期純利益			191,330,428
当期総利益			191,330,428

(注) これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

	I 資本金		II 資本剰余金		III 繰越欠損金	純資産合計
	設立団体 出資金	資本金 合計	資本剰余金	資本剰余金 合計		
当期首残高	3,066,537,105	3,066,537,105	14,819,842	14,819,842	443,102,167	2,638,254,780
当期変動額						
I 資本金の当期変動額						
II 資本剰余金の当期変動額						
III 繰越欠損金の当期変動額						
(1) 利益の処分又は損失の処理						
(2) その他						
当期純利益	—	—	—	—	191,330,428	191,330,428
当期変動額合計	—	—	—	—	191,330,428	191,330,428
当期末残高	3,066,537,105	3,066,537,105	14,819,842	14,819,842	251,771,739	2,829,585,208

キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲ 462,012,564
人件費支出	▲ 1,867,253,757
医業収入	3,068,339,996
運営費負担金収入	282,920,101
補助金等収入	61,912,588
その他の業務支出	▲ 434,277,857
その他の業務収入	11,233,381
小計	660,861,888
利息の受取額	1,536,940
利息の支払額	▲ 4,356,745
業務活動によるキャッシュ・フロー	658,042,083
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	▲ 100,000,000
有形固定資産の取得による支出	▲ 77,198,990
無形固定資産の取得による支出	▲ 143,190,000
補助金等収入	2,679,091
長期貸付による支出	▲ 700,000
その他投資活動による支出	▲ 22,365,478
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 340,775,377
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	125,800,000
長期借入金の返済による支出	▲ 113,137,934
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 16,463,228
建設改良費負担金による収入	125,800,000
建設改良費負担金による支出	▲ 134,913,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 12,915,154
IV 資金増加額	304,351,552
V 資金期首残高	2,782,098,776
VI 資金期末残高	3,086,450,328

損失の処理に関する書類

(令和6年 6月25日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

科 目	金額
I 当期末処理損失	251,771,739
当期総利益	191,330,428
前期繰越欠損金	443,102,167
II 次期繰越欠損金	<u>251,771,739</u>

行政コスト計算書

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

【 地方独立行政法人 芦屋中央病院 】

(単位：円)

科 目	金 額	
I 損益計算書上の費用 医業費用 一般管理費 財務費用 雑支出 その他営業外費用 臨時損失 損益計算書上の費用合計	2,996,846,090 82,268,680 3,739,794 80,631,438 21,922,086 2,170,129	3,187,578,217
II 行政コスト		3,187,578,217

注記事項

I 重要な会計方針

1. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（令和4年8月31日改訂）」並びに『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A【公営企業型版】（令和6年3月改訂）」（以下「地方独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。
なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容については、令和6事業年度から適用します。
2. 運営費負担金収益の計上基準
期間進行基準を採用しております。
ただし、移行前地方債償還債務及び長期借入金利息償還金に要する経費については、費用進行基準を採用しております。
3. 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～39年
構築物 10～30年
器械備品 2～15年
車両 2～4年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
5. 貸倒引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。
6. 賞与引当金の計上基準
職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

7. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

8. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法による。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 行政コスト計算書関係

1. 地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

行政コスト	3,187,578,217 円
自己収入等	△3,048,554,682 円
<u>機会費用</u>	<u>23,352,572 円</u>

地方独立行政法人の業務運営に関して

住民等の負担に帰せられるコスト	162,376,107 円
（内数）減価償却充当補助金	13,101,276 円

2. 機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和6年3月末利回りを参考に0.725%で計算しております。

(2) 地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、公営企業型地方独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職手当に関する条例等を参考に計算しております。

III キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	3,086,450,328 円
資金期末残高	3,086,450,328 円

IV 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用は簡便法により計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	560,064,635円
退職給付費用	45,771,531円
退職給付の支払額	△ 14,801,609円
期末における退職給付引当金	<u>591,034,557円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,771,531円
----------------	-------------

V オペレーティング・リース取引関係

該当ありません。

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、国債、地方債、政府保証債及び譲渡性預金に限定し、また、資金調達については、設立団体である芦屋町からの借入れにより実施しております。投資有価証券は、地方独立行政法人法第43条の規定等に基づき、国債、地方債、政府保証債その他総務省令で定める有価証券のみを保有しており株式等は保有しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
(1) 投資有価証券	100,000,000	100,110,000	110,000
①満期保有目的の債券	100,000,000	100,110,000	110,000
(2) 長期借入金(※1)	(1,739,305,158)	(1,834,342,827)	(95,037,669)
(3) 移行前地方債償還債務(※2)	(101,297,842)	(106,578,498)	(5,280,656)
(4) 建設改良費負担金債務	(1,677,978,652)	(1,769,968,132)	(91,989,480)

(※1) 一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(※2) 一年以内返済予定移行前地方債償還債務を含んでおります。

(*) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

地方債は、取引先金融機関から提示された価格を用いて評価しております。これらは、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、移行前地方債償還債務及び建設改良費負担金債務

長期借入金、移行前地方債償還債務及び建設改良費負担金債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII 固定資産の減損関係

1. 固定資産のグルーピング方法

芦屋中央病院(附帯事業を含む)の運営に用いている固定資産を1つの資産グループとしたうえで、重要な遊休資産については別途独立した資産グループとして取り扱っております。

2. 共用資産の概要及び減損の兆候の把握等における取扱方法

当法人は単一の資産グループしか有していないことから、共用資産については該当ありません。

VIII 重要な債務負担行為

該当ありません。

IX 重要な後発事象

該当ありません。

附 属 明 细 书

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
						当期償却額	当期償却相当額	当期減損額	当期減損相当額		
有形固定資産 (減価償却費)	建物	3,580,126,309	—	—	3,580,126,309	1,083,709,599	176,109,614	—	—	2,496,416,710	
	構築物	207,781,692	—	—	207,781,692	106,667,808	17,391,185	—	—	101,113,884	
	器械備品	1,177,692,670	89,792,890	159,309,120	1,108,176,440	903,998,760	83,008,720	—	—	204,177,680 (注1) (注2)	
	車両	10,285,876	—	—	10,285,876	7,376,098	1,648,528	—	—	2,909,778	
	計	4,975,886,547	89,792,890	159,309,120	4,906,370,317	2,101,752,265	278,158,047	—	—	2,804,618,052	
非償却資産	土地	531,099,625	—	—	531,099,625	—	—	—	—	531,099,625	
	計	531,099,625	—	—	531,099,625	—	—	—	—	531,099,625	
	土地	531,099,625	—	—	531,099,625	—	—	—	—	531,099,625	
	建物	3,580,126,309	—	—	3,580,126,309	1,083,709,599	176,109,614	—	—	2,496,416,710	
	計	207,781,692	—	—	207,781,692	106,667,808	17,391,185	—	—	101,113,884	
有形固定資産合計	器械備品	1,177,692,670	89,792,890	159,309,120	1,108,176,440	903,998,760	83,008,720	—	—	204,177,680 (注1) (注2)	
	車両	10,285,876	—	—	10,285,876	7,376,098	1,648,528	—	—	2,909,778	
	計	5,506,986,172	89,792,890	159,309,120	5,437,469,942	2,101,752,265	278,158,047	—	—	3,335,717,677	
	電話加入権	21,000	—	—	21,000	—	—	—	—	21,000	
	計	217,410,940	143,190,000	1,449,674	359,151,266	221,832,146	17,003,333	—	—	137,319,120 (注1)	
無形固定資産	ソフトウェア	217,431,940	143,190,000	1,449,674	359,172,266	221,832,146	17,003,333	—	—	137,340,120	
	計	—	100,000,000	—	100,000,000	—	—	—	—	100,000,000 (注1)	
	投資有価証券	1,747,100	700,000	720,000	1,727,100	—	—	—	—	1,727,100	
	長期貸付金	400,059,481	22,365,478	—	422,424,959	152,646,471	15,577,535	—	—	269,778,488	
	計	405,206,581	123,065,478	720,000	527,552,059	152,646,471	15,577,535	—	—	374,905,588	
投資その他の資産	電子カルテ (ハード)	48,800,000円	—	—	48,800,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	48,800,000円	—	—	48,800,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	
投資その他の資産	電子カルテ (ハード)	48,800,000円	—	—	48,800,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	48,800,000円	—	—	48,800,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	
	電子カルテ (ハード)	142,267,000円	—	—	142,267,000円	—	—	—	—	—	

(注1) 当期増加額の主なものは次のとおりです。

(器械備品)	電子カルテ (ハード)	48,800,000円
	超音波診断装置	13,000,000円
(ソフトウェア)	電子カルテ	142,267,000円
(投資有価証券)	地方債の購入	100,000,000円

(注2) 当期減少額の主なものは次のとおりです。

(器械備品)	電子カルテ (ハード)	144,900,000円 (除却額)
--------	-------------	--------------------

(2) 棚卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・振替	その他	払出・振替	その他		
薬品	20,036,754	245,565,795	—	245,701,943	1,702,582	18,198,024	(注)
診療材料	4,343,077	12,111,068	—	9,722,128	—	6,732,017	
計	24,379,831	257,676,863	—	255,424,071	1,702,582	24,930,041	

(注) 当期減少額のその他には、期限切れによる廃棄もしくは滅失した資産を記載しております。

(3) 有価証券の明細

① 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)

種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額		摘要
				回収額	償却額	
満期保有目的債券 宮城県令和5年度第1回1号5年公募公債	100,000,000	100,000,000	100,000,000	—	—	
計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	—	—	
貸借対照表計上額合計			100,000,000			

(4) 長期貸付金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
看護学生奨学金貸付	720,000	700,000	—	720,000	700,000	(注)
資格取得奨学金貸付	1,027,100	—	—	—	1,027,100	
計	1,747,100	700,000	—	720,000	1,727,100	

(注) 当期減少額の償却額は所定の要件を満たしたことによる返済の免除額であります。

(5)長期借入金の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
平成22年度 財政融資資金 増築及び改造事業	1,571,287	—	1,571,287	—	0.800%	令和16年3月	(注)
平成22年度 財政融資資金 医療機器整備事業	3,716,036	—	3,716,036	—	0.800%	令和16年3月	(注)
平成28年度 増築及び改造事業	367,967,848	—	18,848,664	349,119,184	0.300%	令和24年3月	
平成29年度 増築及び改造事業	1,280,804,090	—	65,500,166	1,215,303,924	0.030%	令和24年9月	
平成30年度 医療機器整備事業	11,176,676	—	11,176,676	—	0.010%	令和16年3月	
令和元年度 医療機器整備事業	856,810	—	426,690	430,120	0.803%	令和7年3月	
令和元年度 医療機器整備事業	11,850,237	—	5,925,059	5,925,178	0.002%	令和7年3月	
令和2年度 医療機器整備事業	7,200,108	—	2,399,964	4,800,144	0.003%	令和8年3月	
令和3年度 医療機器整備事業	14,300,000	—	3,573,392	10,726,608	0.030%	令和9年3月	
令和4年度 医療機器整備事業	27,200,000	—	—	27,200,000	0.200%	令和10年3月	
令和5年度 医療機器整備事業	—	125,800,000	—	125,800,000	0.300%	令和11年3月	
計	1,726,643,092	125,800,000	113,137,934	1,739,305,158			

(注) 地方独立行政法人化前に過疎債を原資として一般会計から受けていた繰入について、法人化を機に、過疎債の償還予定に合わせて設立団体に償還するとともに、元利償還金の一定割合を設立団体から受け入れる形に見直しております。

(6) 移行前地方債償還債務の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
平成10年度 財政融資資金 増築及び改造事業	14,915,478	—	2,633,441	12,282,037	1.300%	令和10年9月	
平成11年度 財政融資資金 増築及び改造事業	102,845,592	—	13,829,787	89,015,805	2.000%	令和12年3月	
計	117,761,070	—	16,463,228	101,297,842			

(7) 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	560,064,635	45,771,531	14,801,609	—	591,034,557	
賞与引当金	161,240,000	231,520,000	161,240,000	—	231,520,000	
貸倒引当金	1,051,133	1,054,057	—	—	2,105,190	
計	722,355,768	278,345,588	176,041,609	—	824,659,747	

(8) 資産除去債務の明細

該当ありません。

(9) 資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
減資差益	14,819,842	—	—	14,819,842	
資本剰余金 計	14,819,842	—	—	14,819,842	

(10) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

① 運営費負担金債務

交付年度	期首残高	負担金当期交付額	当期振替額			引当金 見返との 相殺額	期末残高
			運営費負担金 収益	資産見返運営費 負担金	資本剰余金		
令和5年度	—	282,920,101	282,920,101	—	—	—	—
合計	—	282,920,101	282,920,101	—	—	—	—

(単位:円)

② 運営費負担金収益

業務等区分	(単位:円)	
	令和5年度支給分	合計
期間進行基準	280,249,743	280,249,743
費用進行基準	2,670,358	2,670,358
合計	282,920,101	282,920,101

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

該当ありません。

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	960,000	—	—	—	—	960,000	
福岡県外来対応医療機関設備整備事業費補助金	1,680,091	—	1,629,091	—	—	51,000	
芦屋町競艇事業会計補助金	26,167,086	—	—	—	—	26,167,086	
認定看護管理者教育課程受講促進事業助成金	300,000	—	—	—	—	300,000	
福岡県医療機関等物価高騰対策支援金	6,644,500	—	—	—	—	6,644,500	
芦屋町高齢者・障がい者福祉施設等支援金	210,000	—	—	—	—	210,000	
国民健康保険調整交付金	1,050,000	—	1,050,000	—	—	—	
計	37,011,677	—	2,679,091	—	—	34,332,586	

(13) 役員及び職員の給与の明細

区分	報酬又は給与		退職給与	
	支給額	支給人数	支給額	支給人数
役員	円 — (150,000)	人 — (2)	円 — (—)	人 — (—)
職員	1,225,890,924 (331,625,114)	188 (151)	14,801,609 (—)	16 (—)
合計	1,225,890,924 (331,775,114)	188 (153)	14,801,609 (—)	16 (—)

- (注1) 支給額及び支給人数
非常勤職員については、外数として()内に記載しています。
また、支給人数については平均支給人数で記載しています。
- (注2) 役員報酬基準及び職員給与基準の概要
役員報酬については、「地方独立行政法人芦屋中央病院役員報酬等規程」に基づき支給しています。
職員については、「地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程」及び「地方独立行政法人芦屋中央病院非常勤職員に関する規程」に基づき支給しています。
- (注3) 法定福利費
上記明細には法定福利費は含めておりません。

(14) 開示すべきセグメント情報

該当ありません。

(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 医業費用及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
医師給	193,662,032	
看護師給	337,047,002	
医療技術員給	188,717,261	
医師手当	89,828,355	
看護師手当	175,010,115	
医療技術員手当	71,492,122	
賞与引当金繰入額	224,953,000	
貸金	307,494,242	
法定福利費	264,223,360	
退職給付費用	41,741,245	1,894,168,734
材料費		
薬品費	270,117,154	
診療材料費	150,904,120	
給食材料費	34,978,895	
営繕材料費	37,860	
医療消耗備品費	5,101,488	461,139,517
経費		
厚生福利費	3,046,023	
旅費交通費	7,331	
職員被服費	452,720	
消耗品費	11,594,447	
消耗備品費	995,598	
光熱水費	36,161,972	
燃料費	6,142,409	
印刷製本費	376,956	
修繕費	13,982,850	
賃借料	35,095,906	
通信運搬費	3,766,792	
委託料	198,264,193	
保険料	3,682,363	
交際費	22,273	
諸会費	1,718,690	
公租公課費	68,600	
使用料	23,101,986	
雑費	3,550,302	
貸倒引当金繰入額	1,054,057	343,085,468
減価償却費		
有形減価償却費	278,158,047	
無形減価償却費	17,003,333	295,161,380
研究研修費		
旅費交通費	678,025	
図書費	1,482,315	
研究雑費	1,130,651	3,290,991
医業費用合計		2,996,846,090

(単位:円)

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
事務員給	29,401,020	
事務員手当	12,279,614	
賞与引当金繰入額	6,567,000	
賃金	6,332,254	
報酬	150,000	
法定福利費	8,758,322	
退職給付費用	4,030,286	67,518,496
経費		
厚生福利費	2,171,688	
旅費交通費	19,583	
消耗品費	89,620	
食糧費	30,327	
印刷製本費	552,500	
通信運搬費	35,350	
委託料	7,837,360	
交際費	728,897	
使用料	854,640	
雑費	2,395,250	14,715,215
研究研修費		
旅費交通費	819	
図書費	2,100	
研究雑費	32,050	34,969
一般管理費用合計		<u>82,268,680</u>

② 現金及び預金の内訳 (単位:円)

区分	期末残高	摘要
現金	780,050	
普通預金	2,585,670,278	
定期預金	500,000,000	
合計	3,086,450,328	

③ 未収金の内訳 (単位:円)

区分	期末残高	摘要
入院未収金	298,852,748	
外来未収金	173,070,377	
その他医業未収金	33,350,166	
医業外未収金	342,655	
合計	505,615,946	

④ 未払金の内訳 (単位:円)

区分	期末残高	摘要
材料費未払金	73,470,166	
給与費未払金	44,580,511	
経費未払金	48,693,786	
建設改良費未払金	20,408,300	
患者外給食未払金	522,830	
未払消費税及び地方消費税	2,016,500	
合計	189,692,093	

⑤ 建設改良費負担金債務の内訳 (単位:円)

区分	期末残高	摘要
平成28年度 (増築及び改造事業)	221,405,335	償還期限 令和11年3月
平成29年度 (増築及び改造事業)	1,281,871,377	償還期限 令和25年3月
令和元年度 (医療機器)	6,325,190	償還期限 令和 7年3月
令和2年度 (医療機器)	600,018	償還期限 令和 8年3月
令和2年度 (医療機器)	4,150,124	償還期限 令和 8年3月
令和3年度 (医療機器)	10,726,608	償還期限 令和 9年3月
令和4年度 (医療機器)	27,100,000	償還期限 令和10年3月
令和5年度 (医療機器)	86,100,000	償還期限 令和11年3月
令和5年度 (医療機器)	39,700,000	償還期限 令和11年3月
合計	1,677,978,652	

決算報告書

令和5年度決算報告書

【地方独立行政法人 芦屋中央病院】

(単位:円)

区分	当初予算	決算額	差額	備考
収 入				
営業収益	3,188,481,000	3,362,704,931	174,223,931	
医業収益	2,878,072,000	3,048,122,602	170,050,602	入院収益やその他医業収益が増えたことにより増加
運営費負担金収益	285,409,000	280,249,743	▲ 5,159,257	
その他営業収益	25,000,000	34,332,586	9,332,586	
営業外収益	14,020,000	15,946,639	1,926,639	
運営費負担金収益	2,637,000	2,670,358	33,358	
その他営業外収益	11,383,000	13,276,281	1,893,281	
資本収入	226,800,000	254,279,091	27,479,091	
長期借入金	113,400,000	125,800,000	12,400,000	
建設改良費負担金	113,400,000	125,800,000	12,400,000	
その他の資本収入	—	2,679,091	2,679,091	
その他の収入	—	—	—	
計	3,429,301,000	3,632,930,661	203,629,661	
支 出				
営業費用	2,826,137,000	2,840,169,105	14,032,105	
医業費用	2,751,983,000	2,756,433,108	4,450,108	
給与費	1,844,806,000	1,868,611,703	23,805,703	
材料費	516,499,000	507,756,309	▲ 8,742,691	
経費	390,678,000	380,065,096	▲ 10,612,904	
一般管理費	74,154,000	83,735,997	9,581,997	
給与費	60,712,000	67,557,812	6,845,812	
経費	13,442,000	16,178,185	2,736,185	
営業外費用	10,626,000	19,864,305	9,238,305	
資本支出	500,525,000	621,464,969	120,939,969	
建設改良費	234,300,000	256,249,815	21,949,815	
償還金	130,351,000	129,601,162	▲ 749,838	
その他資本支出	135,874,000	235,613,992	99,739,992	投資有価証券の購入により増加
その他の支出	—	—	—	
計	3,337,288,000	3,481,498,379	144,210,379	
単年度資金収支 (収入-支出)	92,013,000	151,432,282	59,419,282	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の相違の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 損益計算書の営業収益に計上されている資産見返戻入は決算額に含んでおりません。
- (2) 損益計算書の臨時損失は、決算額に含んでおりません。
- (3) 損益計算書の営業費用に計上されている減価償却費は、決算額に含んでおりません。
- (4) 決算額には、消費税及び地方消費税が、含まれております。

6 芦住保第 5 9 6 号-2
令和 6 年 7 月 2 日

地方独立行政法人芦屋中央病院
評価委員会委員長 様

芦屋町長 波多野 茂丸



地方独立行政法人芦屋中央病院の令和 5 事業年度における業務の実績に
関する評価について（意見の聴取）

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例（平成 2 6 年条例第 3 号）第 2 条
第 1 項第 2 号の規定により、下記の事項について貴評価委員会の意見を求めます。

記

○地方独立行政法人芦屋中央病院の令和 5 事業年度における業務の実績に
関する評価について

令和5年事業年度における業務実績報告書

当日資料2

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力

中期目標	(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力 災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速、かつ、適正な対応をとること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		委員会の意見	
		評価の判断理由（実施状況等）	R5	評価	委員会のコメント
(5) 災害及び新興感染症に対する医療協力【重点項目】					
<p>災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。</p> <p>さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP（事業継続計画）との整合性を踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。</p>	<p>災害や新興感染症が発生しようとしている場合には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、国や県、芦屋町との連携体制のもと、医師会や地域の災害拠点病院等と協力して迅速、かつ、適切に対応する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、新興感染症の流行時には初動体制の確立や平時からの院内感染対策の徹底、感染防護具の備蓄などの取組を実施し、新興感染症に対する医療協力及び通常診療の継続に努める。</p>	<p>令和5年度においても前年度に引き続き新型コロナウイルス感染に対し、町の予防接種の実施、発熱外来及び症陽性患者が入院できる体制を継続している。</p> <p>発熱外来受診者数は年度合計2,456人（前年度3,194人）とやや減少したが、感染対応を継続し、地域における安心・安全な生活のため、発熱外来の維持に努めた。</p> <p>陽性患者受入病床については県の要望により7床を確保して運用し、令和5年度の新型コロナウイルス感染症入院患者数は30人（前年度126人）であった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応としてはICT（感染制御チーム）会議が中心となり、病院組織が一体となった活動及び情報共有に引き続き努めている。</p>	III III		

	<p>さらに、平時から災害への備えは重要であり、町が策定を予定しているBCP（事業継続計画）との整合性を踏まえ、法人のBCPの策定やBCPに基づく災害訓練の実施を検討する。</p>	<p>BCPについては策定前の情報収集を実施し、令和6年度に策定することを決定した。また、避難訓練は令和4年度においてはコロナ禍の影響で机上訓練であったが、令和5年度は2回の実地訓練を実施した。そして、備蓄物品については、消費期限を確認し、常に活用できる状態を維持している。</p>			
--	--	---	--	--	--